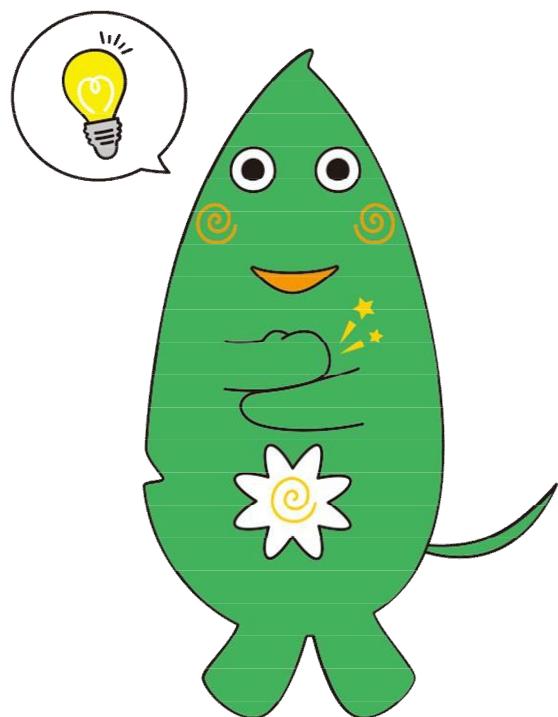


大和の都市計画



大和市イベントキャラクター ヤマトン

令和7年4月
大和市

はじめに

この冊子は、大和の都市計画の概要を、少しでも多くの皆さんに知っていただくためにまとめたものですので、今後の「まちづくり」の資料として、活用していただければ幸いです。

令和7年4月

大和市まちづくり部まちづくり計画課

目 次

I	大和市の概要	P. 2
II	都市計画の内容	P. 5
III	大和市の都市計画	P. 7
	1. 都市計画区域	
	2. 整備、開発及び保全の方針等	
	3. 地域地区	
	4. 都市施設	
	5. 市街地開発事業	
	6. 地区計画	
IV	資料	P. 54

I 大和市の概要

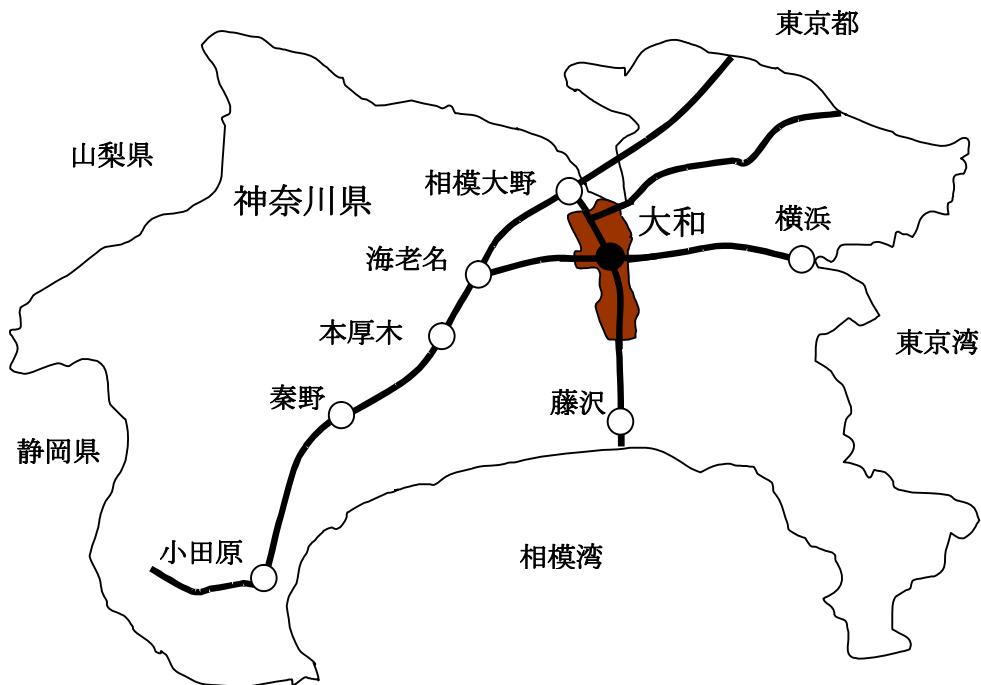
1. 位置

大和市は、都心から約40km圏内にあたる神奈川県のほぼ中央に、また、横浜市の中心からは約15kmの距離のところに位置し、地形は比較的平坦で南北に長くなっています。

新宿には小田急江ノ島線で約50分、渋谷には東急田園都市線で約40分、横浜には相模鉄道本線で約30分で結ばれて、東京・横浜方面への通勤圏になっています。北は相模原市に、東は境川を境に町田市・横浜市（瀬谷区・泉区）に、南は藤沢市に、西は海老名市・綾瀬市・座間市に隣接しています。

極東	東経	139° 28' 50"	(上和田字宮久保)
極西	東経	139° 25' 45"	(中央林間西七丁目)
極南	北緯	35° 25' 23"	(福田字甲六ノ区)
極北	北緯	35° 31' 14"	(下鶴間字甲一号)
海拔	市役所位置	66.8m	
最高		91.149m	
最低		28.247m	
面積		27.09km ²	

※統計概要令和6年版より



2. 沿革

大和市域は明治初期までは下鶴間・上草柳・深見・下草柳・上和田・下和田・福田の村々に分かれていましたが、明治22年の市町村制の施行にともない下鶴間・上草柳・深見・下草柳からなる「鶴見村」と上和田・下和田・福田からなる「渋谷村」の二つの村が誕生しました。2年後に「鶴見村」が「大和村」へと改称しました。

大正15年には、神中鉄道（現在の相模鉄道本線）が開通し、また昭和4年には小田原急行鉄道（現在の 小田急江ノ島線）も開通しました。

軍都計画により昭和16年には、現在の厚木基地に相模野海軍航空隊が、昭和18年には高座海軍工廠の関連施設が設置され、軍都の色が濃くなるとともに人口も増え、同年に大和村が大和町に、翌年に渋谷村が渋谷町になりました。

戦後になると、連合国軍最高司令官マッカーサー元帥が厚木基地に訪れ、海軍航空隊は米国海軍厚木航空基地となり、まちの様相が大きく変化しました。

昭和25年の町村合併促進法にともない、昭和30年、渋谷町の長後、高倉が藤沢市に編入し、福田、上和田、下和田が渋谷村となり、翌年の昭和31年には大和町と渋谷村は合併し、昭和34年に神奈川県の14番目の市として大和市が誕生しました。

日本の経済の急激な発展とともに、人口も急増し、市制施行当時約4万人であった人口は昭和45年に10万人、平成4年に20万人を突破しました。

昭和51年、東急田園都市線がつきみ野駅まで開通、昭和59年には同線が中央林間駅と接続し、平成6年には大和駅周辺の連続立体交差事業も完了するなど、交通の利便性も向上しています。

また、平成12年11月には「特例市」の指定を受け、県内の中堅都市として発展を続けています。（平成27年4月1日に「施行時特例市」へ移行）

3. 人口及び市域

大和市は、昭和30年代から昭和50年代にかけて、急激に都市化が進み、著しい人口の増加をみました。

この急激な増加傾向も昭和50年代後半には、安定的な増加へと推移する傾向を示していました。近年では、首都圏の地価高騰の影響を受けて、中高層住宅の建築が進み、一時は急激に人口が増加しましたが、ここ数年は緩やかな増加になっています。

大和市の市域面積は令和7年1月1日現在、27.09Km²となっています。

人口・世帯数の推移

各年10月1日現在

年 次	人 口 (人)	増加人口 (人)	世 帯 数
昭和30年	24,981	——	5,729
35年	40,975	15,994	10,003
40年	64,991	24,016	17,300
45年	102,760	37,769	29,999
50年	145,881	43,121	43,990
55年	167,935	22,054	53,934
60年	177,669	9,734	59,528
平成 2年	194,866	17,197	71,034
7年	203,933	9,067	77,383
12年	212,761	8,828	84,382
17年	221,220	8,459	91,072
22年	228,186	6,966	97,244
27年	232,922	4,736	102,020
令和 2年	239,169	6,247	110,519

※国勢調査より

人口集中地区 (D I D)

各年10月1日現在

年 次	人 口 (人)	面 積 (Km ²)	人口密度 (人/Km ²)
昭和35年	16,751	2.5	6,700
40年	35,330	5.1	6,928
45年	79,642	11.0	7,240
50年	133,615	17.8	7,507
55年	163,915	23.5	6,975
60年	174,198	23.2	7,509
平成 2年	192,456	23.9	8,053
7年	201,164	24.0	8,399
12年	209,718	23.0	9,110
17年	218,567	23.2	9,421
22年	225,817	23.4	9,671
27年	229,761	23.0	9,994
令和 2年	237,810	25.0	9,520

※国勢調査より

- ・人口集中地区 (D I D:Densely Inhabited District) とは、人口密度が1Km²あたり約4000人以上の地区が集合して、合計人口が5000人以上の地域のこと。

II 都市計画の内容

1. 都市計画の内容と基本理念

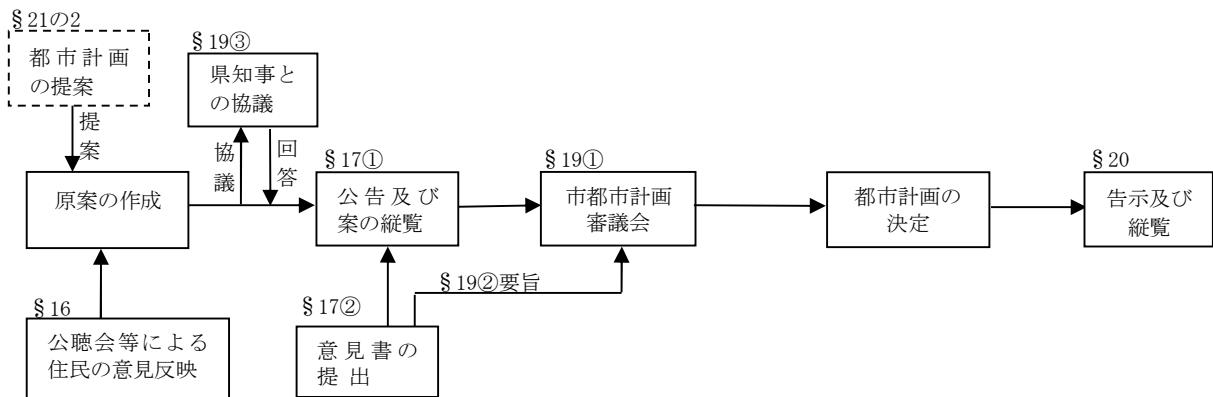
都市計画は、無秩序な都市化を防止し便利で住みやすいまちをつくるため、土地の使い方や建物の建て方についてのルールを始め、まちづくりに必要な多くのことがらを、相互の関係を考えながら定める「土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画」です。そして、「農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと」と並びに「このためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと」を基本理念としています。

都市計画法は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として、都市計画の内容及び決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項について定めています。

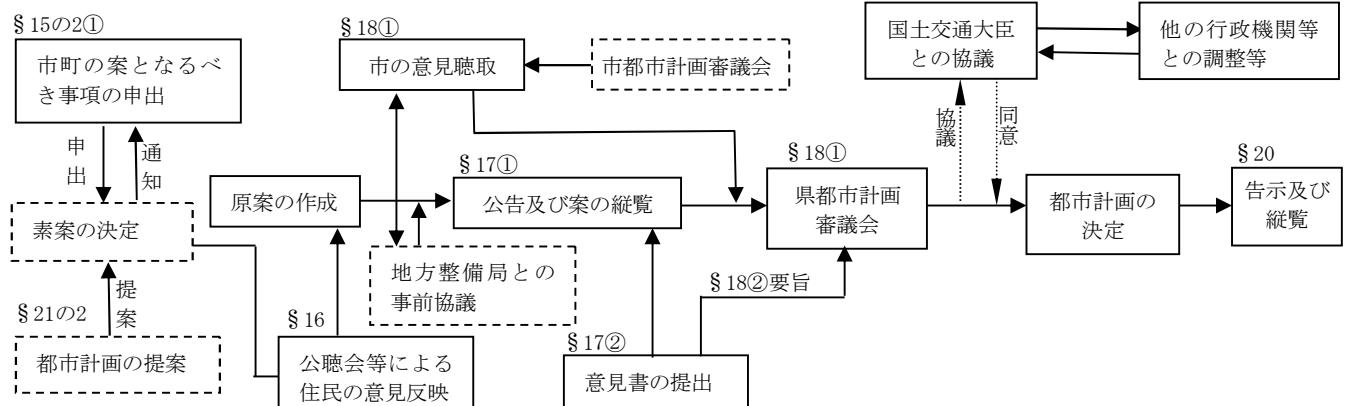
2. 都市計画の決定手続き

都市計画には、市が決定するものと、県が決定するものがあります。例えば、街区公園のように特定の地域の人々に利用されるものについては、市決定であり、国道や県道のように広域的に利用されるものについては、県決定となります。

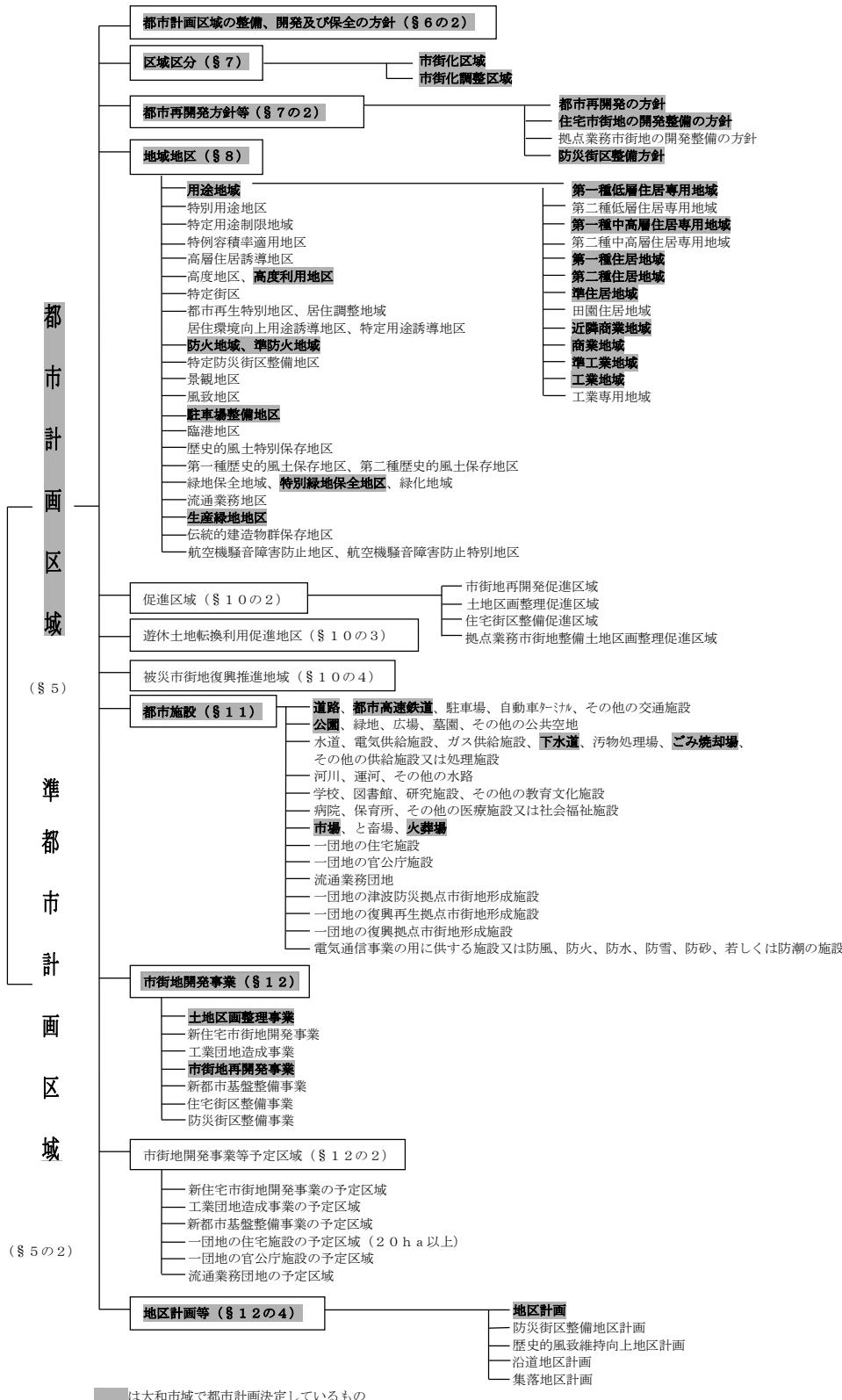
<市が定める都市計画>



<県が定める都市計画>



都市計画の種類一覧表



III 大和市の都市計画

1. 都市計画区域

都市計画区域とは、都市計画を定める一定の区域のことで、都市の健全で秩序ある発展のため、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域のことです。

都市計画決定状況

告示年月日	告示番号	都市計画区域	備考
H 28. 11. 1	県告示第523号	2, 709ha	市域全域

2. 整備、開発及び保全の方針等 (都市計画区域マスタープラン)

(1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

人口、人や物の動き、土地の利用のしかた、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいかを具体的に定めるものです。

都市計画決定状況（整備、開発及び保全の方針）

告示年月日	告示番号
H 28. 11. 1	県告示第522号

(2) 区域区分（線引き）

区域区分とは、都市計画区域を市街化する区域（市街化区域）と、市街化を抑制する区域（市街化調整区域）の2つに区分（線引き）することをいいます。

市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域で、ここでは公共施設の整備を行い、開発行為も一定の基準にかなったものは許可されます。

また、市街化調整区域は、自然環境の保全を中心とした土地利用に限定し、市街化を抑制すべき区域で、原則として開発行為や建築行為はできないことになっています。

都市計画決定状況（区域区分）

告示年月日	告示番号	市街化区域	市街化調整区域
R 6. 3. 29	県告示第221号	2, 019ha (約75%)	690ha (約25%)

（3）都市再開発の方針

本市（区域）において、計画的な再開発が必要な市街地について、再開発の目標、土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針を定め、適切な規制・誘導及び市街地の再開発の促進を図ります。

都市計画決定状況

告示年月日	告示番号
H28.11.1	県告示第524号

（4）住宅市街地の開発整備の方針

本市（区域）において、経済の高度成長期である昭和30年代半ば頃から著しく人口が流入したため、鉄道駅を中心として土地区画整理事業等による市街地の形成がなされ、概ね市街化区域の過半の区域について基盤整備が完了しています。今後も本区域の北部地域及び南部地域等において土地区画整理事業等の都市基盤整備を予定しております。

都市計画決定状況

告示年月日	告示番号
H28.11.1	県告示第525号

（5）防災街区整備方針

本市（区域）において、防災上危険な状況にある密集市街地のうち、特に一体的かつ総合的な再開発により防災性の向上を積極的に図るべき市街地について、再開発の目標、土地利用及び都市機能の更新に関する方針を定め、適切な規制・誘導及び市街地の再開発の促進を図ります。

都市計画決定状況

告示年月日	告示番号
H28.11.1	県告示第526号

3. 地域地区

地域地区は、土地利用について地域に応じた制限を加えることにより、それぞれの地域地区の目標とする土地利用を合理的に実現しようとするものです。

(1) 用途地域

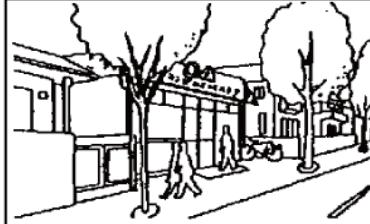
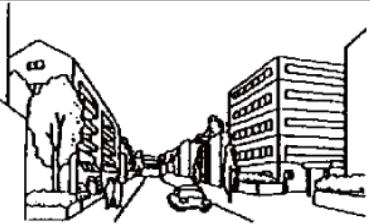
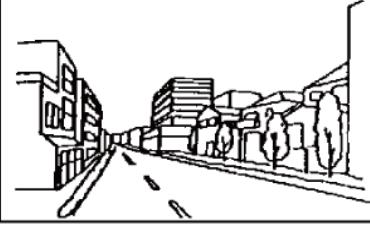
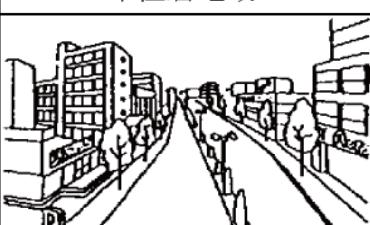
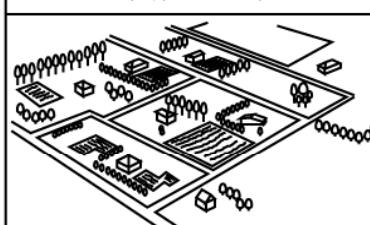
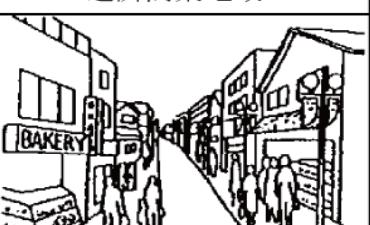
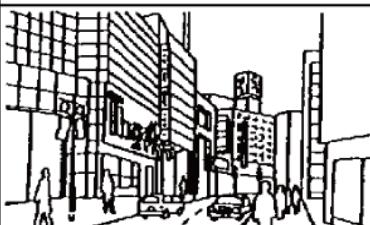
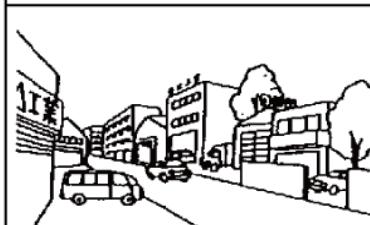
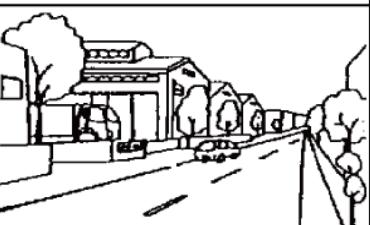
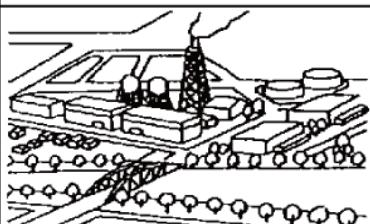
都市では、人口や産業が集中すると多種多様な活動が盛んになり、様々な建物が無秩序に混在し、生活環境が悪化したり、都市の機能が低下します。そこで、これらを防止するためには、その地域に建物を建てる場合にお互いに守るべき最低限のルールを決めたものを用途地域といいます。

都市計画決定状況

告示年月日	R 6. 3. 29	告示番号	市告示第65号	容積率 (%) 建蔽率 (%)
第一種低層 住居専用地域	705ha (34.9%)	低層住宅の良好な住環境保護のための地域	80・100 50	
第二種低層 住居専用地域	—	小規模な店舗の立地は認められる、低層住宅の良好な環境保護のための地域	—	
第一種中高層 住居専用地域	163ha (8.1%)	中高層住宅の良好な環境保護のための地域	200 60	
第二種中高層 住居専用地域	—	一定の利便施設の立地は認められる、中高層住宅の良好な環境保護のための地域	—	
第一種 住居地域	537ha (26.6%)	大規模な店舗、事務所の立地は制限される、住宅の環境保護のための地域	200 60	
第二種 住居地域	45ha (2.2%)	大規模な店舗、事務所の立地も認められる、住宅の環境保護のための地域	200 60	
準住居地域	43ha (2.1%)	道路の沿道において、自動車関連施設等と住宅が調和して立地する地域	200 60	
田園住居地域	—	住宅と農地が混在し両者が調和して良好な居住環境と営農環境の形成を図る地域	—	
近隣商業地域	102ha (5.1%)	近隣の住宅地の住民のための店舗、事務所などの利便の増進を図る地域	200・300 80	
商業地域	45ha (2.2%)	店舗、事務所などの利便の増進を図る地域	400 80	
準工業地域	321ha (15.9%)	環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便の増進を図る地域	200 60	
工業地域	58ha (2.9%)	工業の利便の増進を図る地域	200 60	
工業専用地域	—	専ら工業の利便の増進を図るための地域	—	

※用途地域内の建築物の制限は10、11ページを参照してください。

13種類の用途地域のイメージ図

<p>第一種低層住居専用地域</p>  <p>低層住宅の良好な住環境を守るための地域です。小規模な店舗や事務所をかねた住宅や小中学校などが建てられます。</p>	<p>第二種低層住居専用地域</p>  <p>主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小中学校などのほか、150 m²までの一定の店舗などが建てられます。</p>	<p>第一種中高層住居専用地域</p>  <p>中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学、500 m²までの一定の店舗などが建てられます。</p>
<p>第二種中高層住居専用地域</p>  <p>主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学などのほか、1500 m²までの一定の店舗や事務所などが建てられます。</p>	<p>第一種住居地域</p>  <p>住居の環境を守るための地域です。3000 m²までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。</p>	<p>第二種住居地域</p>  <p>主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、ぱちんこ屋、カラオケボックスなどは建てられます。</p>
<p>準住居地域</p>  <p>道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。</p>	<p>田園住居地域</p>  <p>農業及び低層住宅のための地域です。第二種低層住居専用地域に建築可能なもののほか農業用施設が建てられます。</p>	<p>近隣商業地域</p>  <p>近隣の住民が日用品の買物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。</p>
<p>商業地域</p>  <p>銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。</p>	<p>準工業地域</p>  <p>主に軽工業の工場等の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。</p>	<p>工業地域</p>  <p>主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられます。住宅や店舗は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。</p>
<p>工業専用地域</p>  <p>専ら工業の業務の利便の増進を図る地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、店舗、学校、病院、ホテルなどは建てられません。</p>		

(2) 高度利用地区

高度利用地区は、用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度及び建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限などを定めます。

大和市では現在、大和駅周辺の大和駅東側第4地区を指定しています。

都市計画決定状況

告示年月日	H 1 8 . 2 . 2 7	告示番号	市告示第28号
種類	面積		
高度利用地区 (大和駅東側第4地区)	約1.2ha		
建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建蔽率の最高限度(注1)	建築物の建築面積の最低限度
30/10	10/10	7/10	200m ²
(注1) 建築基準法第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物にあっては1/10を、同項各号のいずれにも該当する建築物又は同条第5項第1号に該当する建築物にあっては、2/10をそれぞれ加えた数値とする。			
(注2) 壁面の位置の制限 2m以上			

(3) 防火地域及び準防火地域

防火地域及び準防火地域は、市街地における火災の延焼などの危険を防ぐために定める地域です。これらの地域では、一定の建築物について、耐火建築物又は準耐火建築物等にすることが規定されています。

都市計画決定状況

告示年月日	R 6 . 3 . 2 9	告示番号	市告示第66号
地域	指定区域	面積	
防火地域	・ 商業地域	約45ha	
準防火地域	・ 第一種低層住居専用地域 ・ 第一種中高層住居専用地域 ・ 第一種住居地域 ・ 第二種住居地域 ・ 準住居地域 ・ 近隣商業地域	約1,595ha	

(4) 駐車場整備地区

駐車場整備地区は、自動車交通の著しくふくそうする地区又はその地区の周辺について、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保し、また、適正な駐車施設が無いために生じる都市機能の低下を防ぐために駐車施設の設置を促進する目的で定めるものです。

大和市では、現在、大和駅周辺を指定しています。

都市計画決定状況

告示年月日	告示番号	面 積
H 5. 11. 12	市告示第75号	約85ha

(5) 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区は、樹林地や草地等が一体となって自然的環境を形成し、景観にすぐれている地区において無秩序な市街化を防止し、自然的環境を保全するために定めるものです。

地区内では、建築物その他の工作物の建築、宅地の造成、土地の形質の変更等は原則として行うことはできません。

大和市では、水源地周辺のまとまった樹林地を有する泉の森を指定しています。

都市計画決定状況

告示年月日	告示番号	名 称	面 積
S 63. 12. 23	県告示第1052号	泉の森緑地保全地区	約17ha

※平成16年12月の都市緑地保全法の改正に伴い、都市計画法第8条における地域地区の名称が、緑地保全地区から特別緑地保全地区へ変更になりました。泉の森については、都市計画決定の変更告示を行っていないため、都市計画名称は「泉の森緑地保全地区」となっており、地域地区の名称と異なっています。

(6) 生産緑地地区

生産緑地地区は、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境を形成するために定める地区です。地区内では、建築物その他の工作物の建築、宅地の造成、土地の形質の変更等は原則として行うことはできません。

都市計画決定状況

告示年月日	告示番号	面 積	箇 所 数
R 6. 12. 16	市告示第186号	約50.6ha	296箇所

4. 都市施設

(1) 交通施設

◎都市計画道路

道路は、健全な都市生活を支える基盤となるものであり、その役割として、都市内におけるオープンスペースの供給、生活上必要な上下水道・ガス・電力・通信などの収容空間、さらに火災・震災時における被害防止や避難路など、無限の利用価値をもつ根幹的施設といえます。

しかし、最近の車の増加は、交通渋滞・交通事故をまねき市民に大きな影響を与え深刻な問題となっており、総合的な交通対策を考えた道路をつくることが必要となっています。

都市計画決定状況

種 別	路 線 数	延 長 km
幹 線 街 路	2 9	約 5 3 . 9 7
特殊街路(歩行者専用道)	8	約 6 . 9 1
合 計	3 7	約 6 0 . 8 8

◎都市高速鉄道

道路と鉄道との平面交差をなくして、道路交通の安全と円滑化並びに大和駅周辺地域の健全な発展を図るため、連続立体交差事業(地下化)を都市高速鉄道として都市計画決定しています。

なお、この事業は、平成6年10月31日に完了しています。

都市計画決定状況

告示年月日 (告示番号)	名 称		位 置	延長距離
	都市高速鉄道	施設名		
S 5 6 . 3 . 3 1 (県告示第301号)	相模鉄道本線	大和駅	起点 深見字入村 終点 上草柳字緑野	約 2 , 7 4 0 m

◎駅前広場

駅前広場は、鉄道と様々な交通手段との連絡を安全かつ円滑に行うとともに、その都市の玄関口になる中心的な空間であり、都市づくりにおいてもっとも重要な役割をもっています。

大和市では、現在5駅に6ヶ所の駅前広場を都市計画道路の一部として都市計画決定しています。

都市計画決定状況

都市計画道路	駅前広場名称	計画面積 (m ²)	備 考
中央林間駅東線	中央林間駅東口駅前広場	約 2, 200	整備済
南林間駅東線	南林間駅東口駅前広場	約 1, 600	整備済
南大和相模原線	大和駅前広場	約 11, 900	整備済
桜ヶ丘境橋線	桜ヶ丘駅西口駅前広場	約 2, 800	整備済
高座渋谷駅東線	高座渋谷駅東口駅前広場	約 3, 000	整備済
高座渋谷駅西線	高座渋谷駅西口駅前広場	約 3, 000	整備済
合 計		約 24, 500	

※上記のほかに、つきみ野駅前広場 2, 500 m²と相模大塚駅北口駅前広場 3, 700 m²は、都市計画決定されていませんが整備済です。

(2) 公共空地

◎公園・緑地

公園・緑地は、市民の憩いやレクリエーションの目的で利用され、市民の明日への活力を生み出す場所として、また、災害時の避難・救援活動の場所として、都市づくりに欠くことのできない都市施設となっています。

大和市には、現在、86箇所の都市計画公園があり、その面積は28.56haです。

都市計画決定状況

種 别	箇 所 数	面 積
総合公園	1 箇所	約 10. 0 ha
近隣公園	3 箇所	約 4. 0 ha
街区公園	82 箇所	約 14. 56 ha
合 計	86 箇所	約 28. 56 ha

(3) 処理施設

◎ごみ焼却場

都市化の進展や、生活様式の多様化により、排出されるごみの量が、増加していきます。

大和市ではこれらを処理するため、第2号大和ごみ焼却場(環境管理センター)において焼却、破碎処理等を行っています。

都市計画決定状況

告示年月日	告示番号	名 称	位 置	面 積	処理能力
S50. 3. 31	市告示第18号	第2号大和ごみ焼却場	福田字丙六ノ区 草柳三丁目	約2.3ha	210t/24h
S59. 5. 25	市告示第69号	第1号大和ごみ焼却場	上草柳字扇野	約0.3ha	5t/8h

◎下水道

下水道は、市民の生活や生産活動に伴って発生する汚水を処理するとともに、市街地における雨水を排除し、健康で快適な生活をするために欠かすことのできない重要な施設です。

大和市の下水道は、昭和29年から市街地を中心に事業着手しておりますが、現在、市街化区域全域の事業認可を受けて、下水道整備の促進に努めています。

都市計画決定状況

告示年月日	R 6. 3. 29		
告示番号	市告示第67号		
名称	第1号大和公共下水道		
排水区域	約2,039ha		
下水管渠	中央1号幹線	深見字大塚戸から字山王塚	
	境川上流5号幹線	下鶴間字乙五号	
	引地川下流1号幹線	下和田字下ノ原	
処理施設	北部下水処理場	下鶴間字乙五号	面積約35,400m ²
	中部下水処理場	深見字大塚戸並びに上和田字上ノ町及び字上ノ原	面積約97,000m ²
	中部下水処理場分場	下和田字梅ノ木下及び字下ノ原	面積約27,600m ²

(4) その他の施設

◎火葬場

現在の大和斎場は、昭和57年4月大和市と隣接する三市（海老名市・座間市・綾瀬市）の広域斎場として整備されました。

都市計画決定状況

告示年月日 告示番号	名称	位置	面積
S 55. 3. 1 市告示第21号	第1号大和斎場	大和市下鶴間字丙七号 座間市ひばりヶ丘三丁目	約1.5ha

◎市場

市場は、市民の食生活にとって欠かすことの出来ない生鮮食品を、適正価格で供給する施設です。

都市計画決定状況

告示年月日 告示番号	名称	位置	面積
S 55. 12. 3 市告示第80号	第1号大和地方卸売市場	桜森一丁目	約1.1ha

5. 市街地開発事業

(1) 土地区画整理事業

急速に都市化が進むと、道路、公園、上下水道などの整備がなされないまま無秩序な宅地化が進み、生活環境がみだれます。そこで、その環境をより良くするため、その地域にあう生活環境を整える宅地開発を行い、計画的なまちづくりを行うのが土地区画整理事業です。

【土地区画整理事業の施行】

○個人又は共同施行 土地所有者又は借地権者又はこれらの同意を得た者が、1人又は数人共同で土地区画整理事業を施行するもの。

○組合施行 土地の所有者及び借地権者が7人以上集まって土地区画整理組合を設立し、土地区画整理事業を施行するもの。

○公共団体施行 都道府県や市町村が都市計画として土地区画整理事業を行うことを決定した地区について施行するもの。

都市計画決定状況（公共団体施行）

告示年月日 告示番号	名称	面積	備考
S49.4.19 県告示第370号	渋谷土地区画整理事業	約64.8ha	

○行政庁施行 国の利害に重大な関係があり、災害発生等特別の事情により急施を要する場合、国又は都道府県又は市町村が施行するもの。

都市計画決定状況（行政庁施行）

告示年月日 告示番号	名称	面積	備考
S18.2.4 内務省告示第56号	大和都市計画土地区画整理	約200万坪	
S19.5.11 内務省告示第244号	大和都市計画土地区画整理	約186万3千坪	区域変更

土地区画整理事業の実施状況

(個人施行)

名 称	面 積	施行年度	認可公告年月日	換地処分公告年月日
下鶴間山谷北土地区画整理事業	1. 6ha	H19～H21	H19. 3. 29	H21. 4. 16

(組合施行)

名 称	面 積	施行年度	認可公告年月日	換地処分公告年月日
北部第一土地区画整理事業	112. 5ha	S40～S45	S40. 7. 6	S45. 1. 31
鹿島土地区画整理事業	7. 2ha	S41～S44	S42. 2. 21	S43. 11. 5
南部第一土地区画整理事業	20. 7ha	S43～S51	S43. 10. 4	S47. 3. 14
久田土地区画整理事業	15. 5ha	S44～S48	S44. 11. 10	S47. 8. 29
下草柳土地区画整理事業	33. 1ha	S46～S51	S46. 6. 11	S49. 11. 22
南部第三土地区画整理事業	41. 3ha	S48～S55	S48. 6. 1	S53. 2. 21
宮久保土地区画整理事業	7. 2ha	S54～S56	S54. 12. 25	S56. 7. 7
南部第二土地区画整理事業	116. 1ha	S47～H 4	S47. 6. 30	S59. 3. 19
神明若宮土地区画整理事業	3. 4ha	H 6～H11	H 6. 10. 14	H11. 3. 23
下鶴間高木土地区画整理事業	4. 9ha	H16～H20	H16. 6. 11	H20. 8. 26
下鶴間松の久保土地区画整理事業	4. 9ha	H20～H23	H21. 1. 19	H23. 7. 29
下福田土地区画整理事業	3. 9ha	H28～R 1	H28. 5. 23	R 1. 12. 24
下鶴間山谷南土地区画整理事業	3. 9ha	H28～R 1	H29. 2. 15	R 1. 10. 25

(公共団体施行)

名 称	面 積	施行年度	認可公告年月日	換地処分公告年月日
渋谷（北部地区）土地区画整理事業	23. 4ha	S55～H11	S55. 6. 10	H 6. 9. 30
渋谷（南部地区）土地区画整理事業	41. 8ha	H 5～	H 5. 12. 1	H30. 6. 29

(行政庁施行)

名 称	面 積	施行年度	認可公告年月日	換地処分公告年月日
大和都市計画事業土地区画整理	約619. 6ha	S18～S35	S18. 12. 23	S35. 3. 25

(事業計画の変更の経緯)

名 称	面 積	公告年月日	備 考
渋谷（南部地区）土地区画整理事業	42. 0ha	H 9. 1. 17	事業計画の変更認可
	〃	H 9. 4. 23	〃
	〃	H16. 3. 12	〃
	〃	H19. 4. 13	事業計画の軽微な変更
	〃	H19. 10. 5	〃
	〃	H23. 10. 20	事業計画の変更
	〃	H25. 5. 31	事業計画の軽微な変更
	〃	H27. 12. 10	〃
	〃	H28. 7. 1	〃
	〃	H29. 8. 22	〃
	〃	H30. 10. 19	事業施行期間の延長

(2) 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため行われる事業です。大和市では、大和駅周辺に高度利用地区と地区計画とともに定めています。

都市計画決定状況

告示年月日 告示番号	名称	面積
H25.3.29 市告示第44号	大和駅東側第4地区第一種市街地再開発事業	約1.2ha

市街地再開発事業の実施状況

名称	面積	組合設立認可 公告年月日	組合解散認可 公告年月日
大和駅東側第4地区第一種市街地再開発事業	約1.2ha	H19.3.23	H29.3.31

6. 地区計画

◎地区計画

地区計画は、地区レベルでのまちづくりの計画であり、良好な生活環境を整備し、保全するために、建築物の用途や建築形態、公園や道路等の公共施設等の配置について、それぞれの地区の特性に応じて細かく定めることができる制度です。

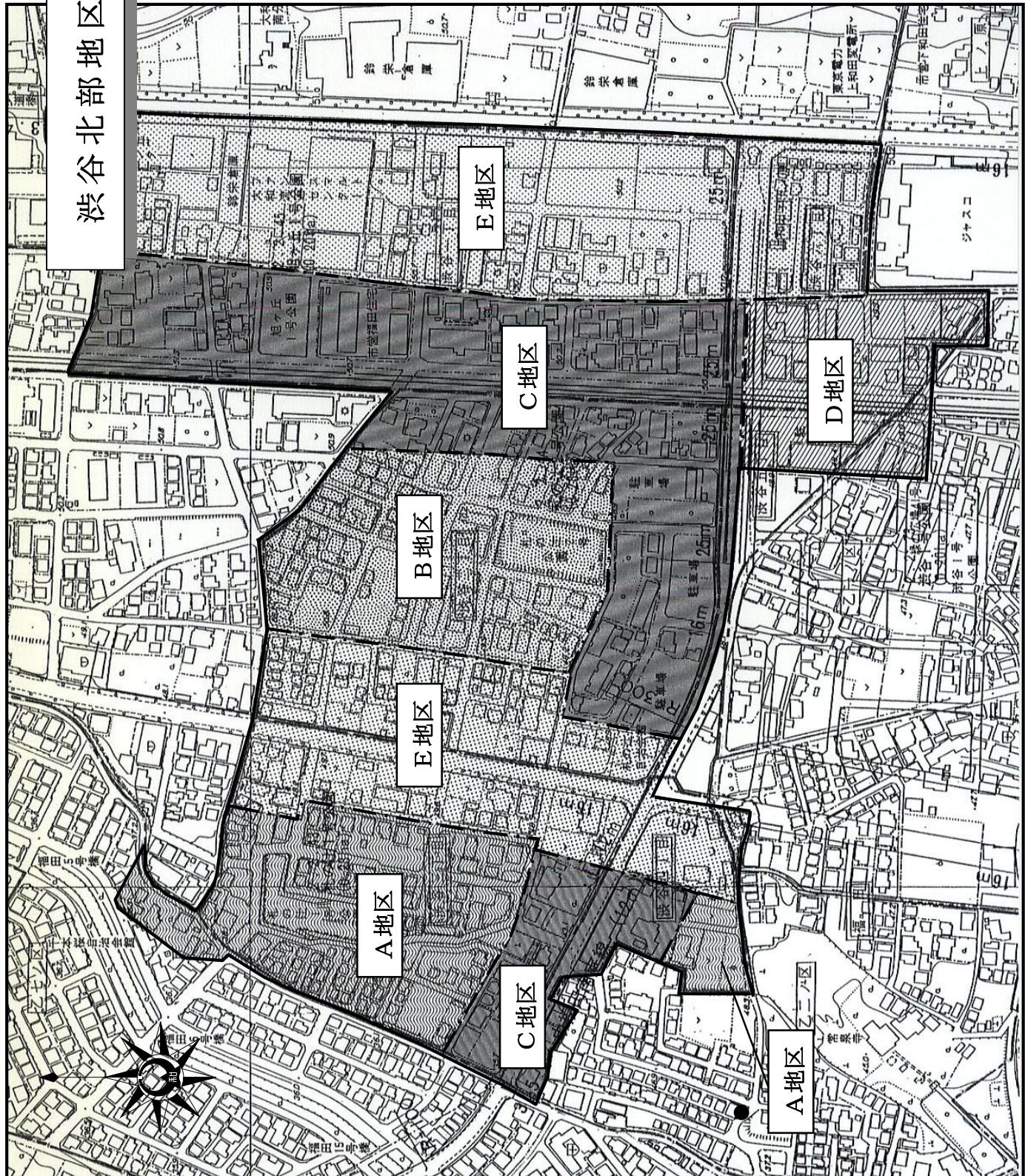
都市計画決定状況

告示年月日 告示番号	名称	面積	備考
H11.1.22 市告示第4号	渋谷北部地区地区計画	約23.7ha	
H8.5.10 市告示第58号	南林間駅西地区地区計画	約10.0ha	
H10.3.6 市告示第38号	神明若宮地区地区計画	約3.0ha	
H25.12.2 市告示第202号	渋谷南部地区地区計画	約41.9ha	
H13.7.16 市告示第70号	千本桜地区地区計画	約10.5ha	
H25.3.29 市告示第45号	大和駅東側第4地区地区計画	約1.2ha	
H19.6.29 市告示第113号	下鶴間高木地区地区計画	約4.9ha	
H23.3.1 市告示第24号	下鶴間山谷北地区地区計画	約6.4ha	
H25.3.29 市告示第43号	つきみ野6丁目地区地区計画	約11.4ha	
H29.8.7 市告示第155号	下福田地区地区計画	約4.4ha	
H30.6.18 市告示第139号	下鶴間山谷南地区地区計画	約3.9ha	
R6.3.29 市告示第68号	中央森林東側地区地区計画	約11.5ha	

渋谷北部地区地区計画

位置			大和市渋谷一丁目、渋谷二丁目、渋谷三丁目、渋谷四丁目、渋谷五丁目、渋谷六丁目、福田四丁目、福田字乙一ノ区、乙二ノ区、字乙七ノ区及び字乙八ノ区、上和田字中ノ原及び字下ノ原並びに下和田字上ノ原						
面積			約 23.7 ha						
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標		<p>本地区は、大和市の南部に位置し、地区内には都市計画道路3・4・1号藤沢町田線、同3・4・3号福田相模原線、同3・5・7号中福田南庭線の3路線が配置されており、土地区画整理事業等により公共施設の整備が図られている地区である。</p> <p>よって、基盤整備事業により整備された住環境を損なわないよう建築物等の制限等を定め、良好な住居系の市街地を形成し、かつ保全することを目標とする。</p>						
土地利用の方針			<p>地区的特性を考慮し、良好な環境の維持、保全が図られるよう区域をA～Eに細分化し、次の方針により土地利用を図る。</p> <p>(A地区、B地区) 低層住宅及び中層住宅を適切に配置し、良好な都市環境の形成、保全を図る。</p> <p>(C地区、D地区、E地区) 住居系の土地利用を基調としながら、周辺住民の利便性はもとより、沿道型の土地利用を想定し、かつ良好な都市環境の形成、保全を図る。</p>						
建築物等の整備の方針			<p>(A地区) 基盤整備事業で形成された低層住宅地としての環境を保全するため建築物の用途の制限を定めるとともに、敷地の細分化を防止し良好な住環境が維持保全されるよう、建築物の敷地面積の最低限度を定める。</p> <p>(B地区) 当該地区的地区特性を考慮し中層住宅を容認し、用途の混在、敷地の細分化を防止し良好な住環境が維持保全されるよう、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度について定める。</p> <p>(C地区) 都市計画道路3・5・7号中福田南庭線及び小田急江ノ島線の緩衝地区としての土地利用を主体とし、後背地の住環境を保全するとともに、周辺住民の利便性に配慮した一定規模の店舗等の立地を許容する地区であり、用途の混在、敷地の細分化を防止し快適な都市環境が維持保全されるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度について定める。</p> <p>(D地区) 都市計画道路3・5・7号中福田南庭線南側の小田急江ノ島線沿いは、既存大型店舗及び南部地区的商業核ゾーンとなる高座渋谷駅周辺への来街を促す店舗等の立地も可能な地区とし、当該地区的都市環境が維持保全されるよう建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度について定める。</p> <p>(E地区) 都市計画道路3・4・1号藤沢町田線及び同3・4・3号福田相模原線は、交通体系上骨格をなす道路として位置付けの高い路線であるとともに、両路線とも藤沢・大和・相模原方面を結ぶ都市間道路としての機能を持ち合わせている。</p> <p>このような位置付けから、周辺住民の利便性はもとより、主要な都市計画道路沿道といった特性を考慮した自動車関連施設、郊外型店舗等の多様な沿道サービス施設が立地する地区であり、当該地区的環境が維持保全されるよう建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度について定める。</p>						
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	A地区	B地区	C地区	D地区		
		面積	約3.0ha	約2.9ha	約7.0ha	約1.6ha	約9.2ha		
	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 学校、図書館その他これらに類するもの (2) 公衆浴場		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (2) 病院		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) ボーリング場、スケート場又は水泳場その他これらに類するもの (2) ホテル又は旅館 (3) 床面積の合計が15m ² を超える畜舎 (4) 自動車教習所			
		敷地面積は100m ² 以上とする。		敷地面積は130m ² 以上とする。					
	建築物等の高さの最高限度		宅地の地盤面から18m以下とする。						

渋谷北部地区地区計画

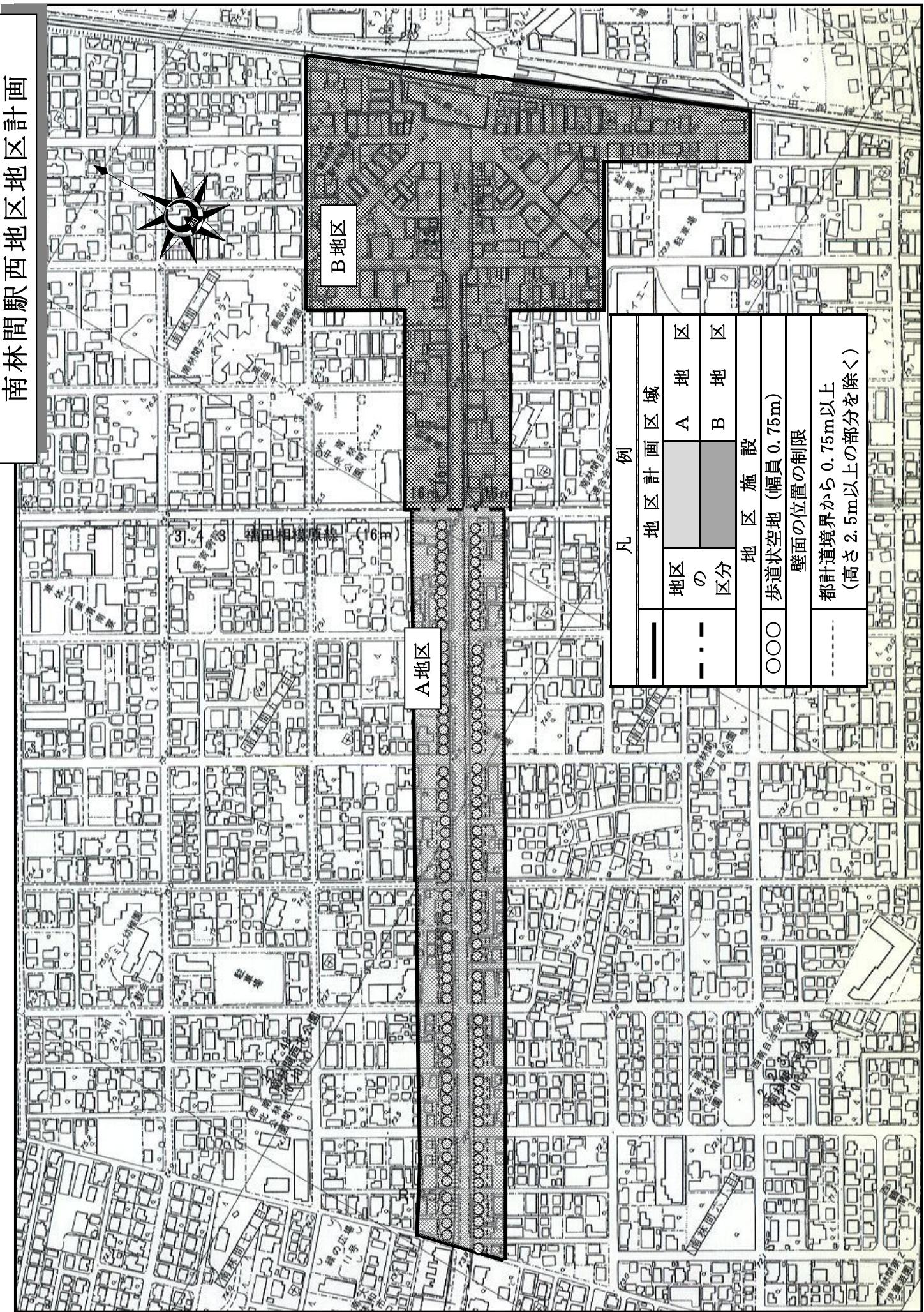


南林間駅西地区地区計画

位 置		南林間一丁目、南林間二丁目、南林間四丁目、南林間五丁目、南林間六丁目及び南林間七丁目					
面 積		約 10. 0 ha					
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>南林間駅西地区は、昭和初期に開発された林間都市の面影を残した緑多き歴史ある住宅都市であるが、近年の社会状況の変化により、様々な都市活動が活発に展開されるようになってきてている。</p> <p>本地区計画では、林間都市のイメージを受け継ぐ南林間のシンボルゾーンとして、周辺の住宅地の居住環境に配慮しつつ、良好で緑豊かな商業のまち並みを次に掲げる方針のもとに形成することを目標とする。</p>					
	土地利用の方針	<p>駅前地区、都市計画道路に接する地区、それぞれの特性を考慮し、次の方針により土地利用を図る。</p> <p>(A地区) 周辺住宅地の居住環境に配慮しつつ、日用品店舗と沿道サービス施設とが共存した、にぎわいのある近隣商業地としての土地利用を図る。</p> <p>(B地区) 土地の高度利用を促進し、商業施設を集積することにより、地域の中心商業地としての土地利用を図る。</p>					
	地区施設の整備の方針	<p>歩行者と自転車の円滑な移動と安心して買物ができる歩行者空間を両立させるため、都市計画道路3・4・7南林間座間線沿道に歩道状空地を確保する。</p> <p>また、地区内の街路空間は、歩行者の移動と視線を最も重視した構成とする。</p>					
	建築物等の整備の方針	<p>建築物の整備の方針は次のように定める。</p> <p>なお、建築物の外壁の基調色として、(財)日本色彩研究所配色体系のホワイト、ライトグレイ、グレイ、ペール、ライトグレイッシュ、グレイッシュの各トーンに分類される色調を推奨する。</p> <p>(A地区) 周辺住宅地の居住環境に配慮し、美しい街路空間を形成するため、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限について定める。</p> <p>(B地区) 美しい街路空間を形成するため、建築物の色彩、形態等の意匠は、周囲との調和に努める。</p>					
	緑化の方針	緑豊かなまち並みを形成するため、公共空間の緑化を進めるとともに、敷地内の道路に接する部分においては、樹木や草花などを配置し緑化に努める。					
	地区施設の配置及び規模	歩道状空地	幅 員	延 長	備 考		
地区整備計画に関する事項	建築物等の区分	0. 75m	約 1, 025m	計画図表示のとおり			
		名称	A 地 区				
	建築物等の用途の制限	面 積	約 3. 7 ha				
		建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げるものは建築してはならない。</p> <p>(1) 敷地が都市計画道路3・4・7南林間座間線に接する建築物の同線に面する1階部分を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの ただし、自己用の専用住宅、及び同線に接する敷地の長さが4m未満である建築物の場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(3) 床面積の合計が15m²を超える畜舎</p> <p>(4) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50m²を超えるもの</p>				
	建築物等の高さの最高限度	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」とする)の面から都市計画道路3・4・7南林間座間線の道路境界線までの距離は、0.75m以上とする。</p> <p>ただし、外壁等で地盤面から2.5m以上の部分はこの限りではない。</p>				
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の各部分の高さは当該部分から隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに20mを加えたもの以下とする。				

「区域、地区整備計画の区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

南林間駅西地区地区計画

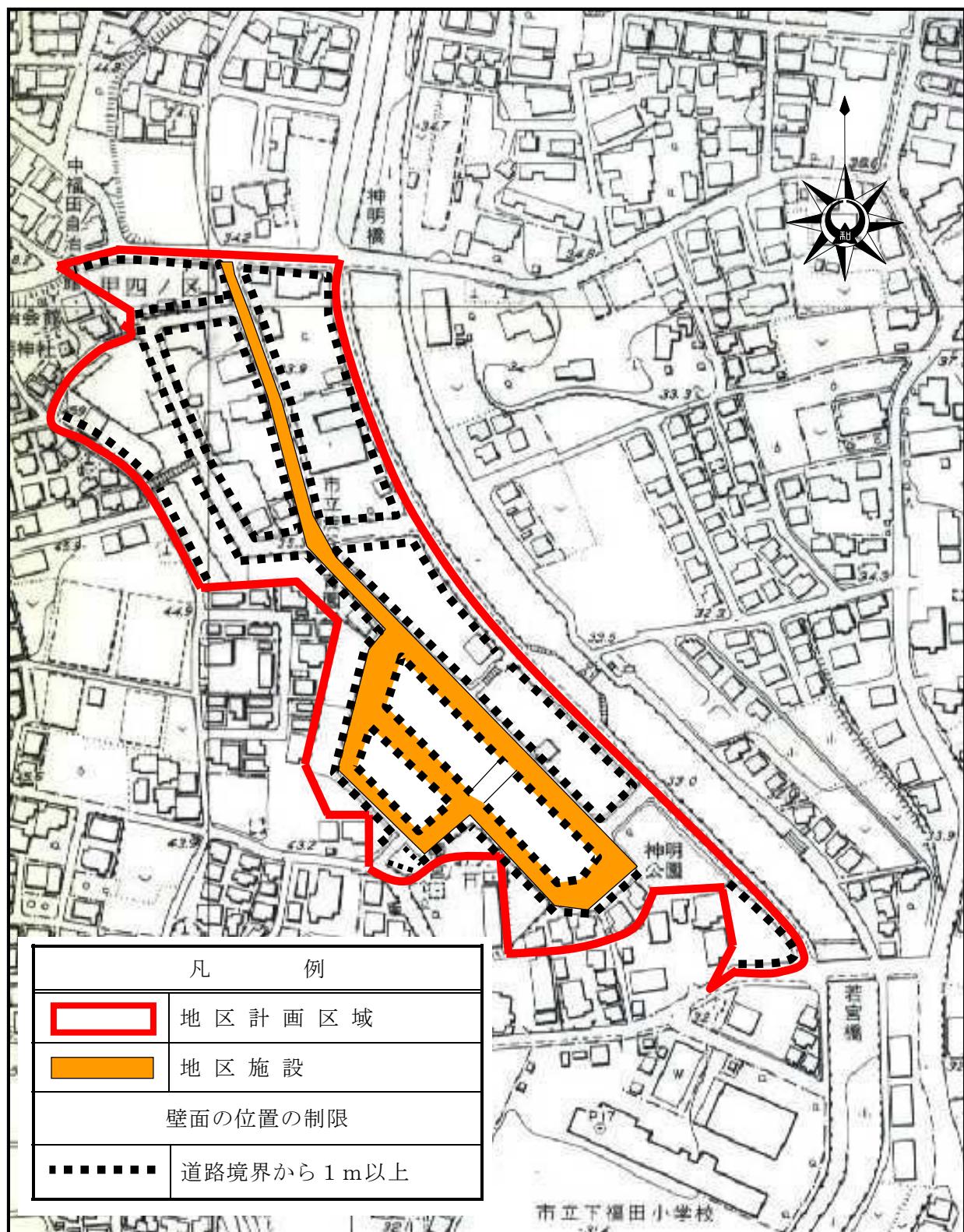


神明若宮地区地区計画

位 置		大和市福田字甲四ノ区
面 積		約 3. 0 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	
	<p>本地区は、小田急江ノ島線「高座渋谷駅」から西約1kmに位置し、大和市神明若宮土地区画整理事業の施行により都市基盤整備が行われている地区である。</p> <p>本地区計画は、土地区画整理事業によって創出される良好な住宅市街地の維持増進を図り、『緑と坂の生活都市』を基本理念とした、うるおいとゆとりのある快適な居住環境を形成・保持することを目標とする。</p>	
	土地利用の方針	
	地区施設の整備の方針	
	建築物等の整備の方針	
	緑化の方針	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路 幅員 6m 延長 約 600m
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 学校、図書館その他これらに類するもの (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (4) 公衆浴場
		敷地面積は130m ² 以上とする。
	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線（計画図に表示する部分に限る。ただし、すみ切り部分を除く。）までの距離は、1.0m以上とする。 ただし、建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5m ² 以内であるもの (3) 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3m以下であるもの
		建築物等の屋根、外壁その他戸外から望見される部分は、美観、風致等を良好に保つため、刺激的な色彩は用いないものとする。 また、擁壁面等に張り出した形態の架台その他これに類するものは、設けてはならない。
		道路境界線に面するかき又はさくの構造は、生垣又は透視可能なフェンス等とする。 ただし、これらの基礎でブロック等これに類するものの高さが宅地の地盤面から0.7m以下のもの又は門柱等の部分にあっては、この限りではない。

「区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

神明若宮地区地区計画



渋谷南部地区地区計画

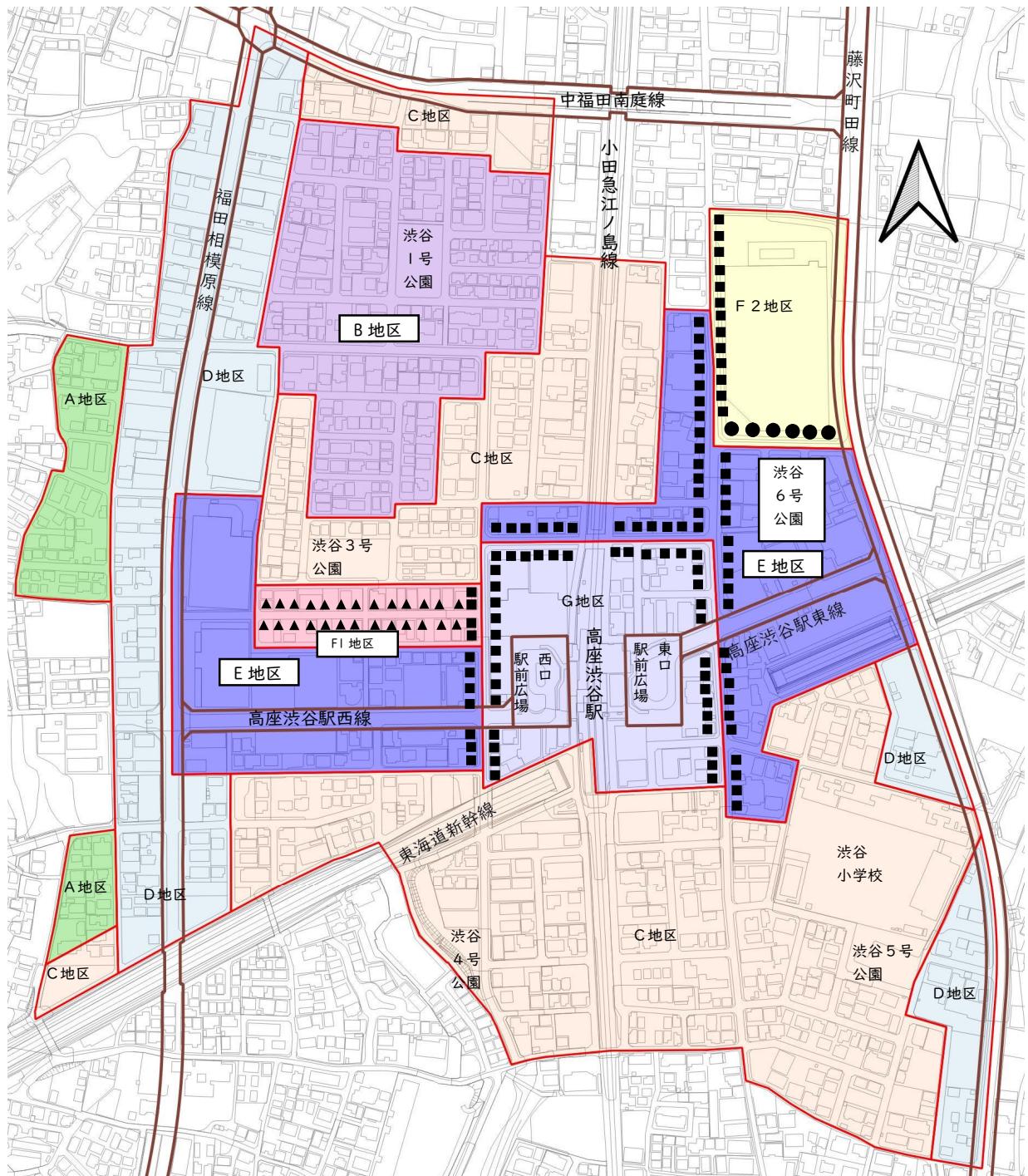
位 置	大和市渋谷四丁目、渋谷五丁目、渋谷六丁目、福田字甲八ノ区、字乙一ノ区及び字乙二ノ区並びに下和田字中ノ原及び字上ノ原
面 積	約 41.9 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>地区計画の目標</p> <p>本地区は、「緑と坂の生活都市」を基本理念に、南部の地域拠点に位置付けられており、土地区画整理事業による計画的な住宅市街地の整備と商業・業務及び文化核の形成を図り、魅力ある都市空間づくりを目指している。</p> <p>本地区計画は、土地区画整理事業によって創出される良好な住宅市街地の保全と地域拠点商業地にふさわしい商業・業務施設の集積を図り、うるおいと賑わいのある健全な都市環境を形成・保持するとともに、土地の有効利用を誘導することを目標とする。</p>
	<p>土地利用の方針</p> <p>地区を11地区に区分し、商業・業務施設、住宅等の均衡ある土地利用を図る。住居系の地区については、低層住宅を主体とする地区（A地区）、低層住宅と中層住宅の調和に配慮する地区（B地区）、都市計画道路及び鉄道の緩衝地区としての土地利用を主体とする地区（C地区）を適切に配置して良好な居住環境を形成する。</p> <p>沿道系の地区（D地区）については、住居系の土地利用を基調とするものの、多様な沿道サービス施設等を許容し、良好な都市環境を形成する。</p> <p>商業系の地区については、商業・業務施設、文化施設等を集積し土地の高度利用を図る駅前地区（G地区）を中心として、既存の大型商業施設を核とした地域住民のための利便施設等を駅周辺地区（E地区）に集積するとともに、安全で賑わいのある商業空間を創出するために商業モール地区（F1地区・F2地区）を配置し、大和市南部の地域拠点にふさわしい商業地を形成する。</p>
	<p>地区施設の整備の方針</p> <p>地区施設は土地区画整理事業により、主要生活道路（幅員9～13m）を、区画道路の集散路としての機能に合わせ、補助幹線道路（都市計画道路3・5・7号中福田南庭線、同3・4・9号高座渋谷駅東線、同3・4・10号高座渋谷駅西線）を補完するために配置・整備するとともに、区画道路を地区内の災害時における防災性及び住民のための利便性の向上を図るために配置・整備する。</p> <p>また、歩行者専用道を駅等への歩行者交通の動線を確保するとともに、安全で賑わいのある商業地区を形成するために配置・整備する。</p>
	<p>建築物等の整備の方針</p> <p>建築物等の整備の方針は次のように定める。</p> <p>(A地区) 緑豊かな低層住宅地を形成し、良好な住環境の向上を誘導するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限について定める。</p> <p>(B地区) 緑豊かな低層住宅と中層住宅が調和した地区を形成し、良好な住環境の向上を誘導するため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限について定める。</p> <p>(C地区) 都市計画道路3・5・7号中福田南庭線及び小田急江ノ島線の緩衝地区としての土地利用を主体とし、後背地の住環境を保全するとともに、用途の混在、敷地の細分化を防止し、快適な都市環境が維持保全されるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限について定める。</p> <p>(D地区) 本市の骨格を成す道路である都市計画道路3・4・1号藤沢町田線及び同3・4・3号福田相模原線の沿道として、自動車関連施設、郊外型店舗等の多様な沿道サービス施設の立地を許容する地区を形成するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限について定める。</p>

区域の整備・開発及び保全の方針	建築物等の整備の方針
	(E地区) 駅周辺地区については、都市計画道路3・4・9号高座渋谷駅東線及び同3・4・10号高座渋谷駅西線を中心として、周辺住民の利便性を重視した商業地を形成するとともに、快適な歩行空間を確保するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限について定める。
	(F1地区・F2地区) 商業モール地区については、安全で賑わいのある商店街を形成するとともに、快適な歩行空間を確保するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限について定める。
	(G地区) 駅前地区については、商業、業務、文化の拠点を形成し、土地の高度利用を図るとともに、快適な歩行空間を確保するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限について定める。
	緑化の方針 「緑と坂の生活都市」として、緑あふれたうるおいある街並みを形成するため、敷地内緑化及び公共空間の緑化を推進する。

地区施設の配置及び規模	道 路	幅員13m 延長約120m	幅員11.5m 延長約260m	幅員10m 延長約490m	
	歩行者専用道	幅員 6m 延長 約520m	幅員 4m 延長 約30m		
地区整備計画に係る事項	地区の区分	名 称	A 地 区	B 地 区	C地区
		面 積	約 1.5ha	約 4.7ha	約 15.7ha
	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 学校、図書館その他これらに類するもの (2) 公衆浴場 (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (2) 公衆浴場 (3) 病院 (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) 店舗、飲食店その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が150m ² を超えるもの及び2階以上の部分をその用途に供するもの	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するもので、作業場の床面積の合計が50m ² 以内のものは除く。） (2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの (3) ホテル又は旅館 (4) 床面積の合計が15m ² を超える畜舎 (5) 自動車教習所 (6) 建築基準法別表第2（は）項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500m ² を超えるもの及び3階以上の部分をその用途に供するもの	
	建築物の敷地面積の最低限度	敷地面積は100m ² 以上とする。 ただし、土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定了土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するものは、この限りではない。			
	壁面の位置の制限				
	建築物等の高さの最高限度		宅地の地盤面から 18m以下とする。		
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の屋根、外壁その他戸外から望見される部分及び屋外広告物は、美観、風致などを良好に保つために、刺激的な色彩又は装飾を用いないものとする。			
	かき又はさくの構造の制限	道路境界線に面するかき又はさくの構造は、生け垣又は透視可能なフェンス等とする。 ただし、これらの基礎でブロック等これに類するものの高さが宅地の地盤面から 0.7m以下っては、この限りではない。			
用 途 地 域 容積率/建ぺい率		第一種低層住居専用地域 100/50	第一種中高層住居専用地域 200/60	第一種住居地域 200/60	

D地区	E地区	F1地区	F2地区	G地区
約 6.9ha	約 7.1ha	約 0.9ha	約 1.8ha	約 3.3ha
<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) ホテル又は旅館 (2) 床面積の合計が15m²を超える畜舎</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 倉庫業を営む倉庫 (2) 床面積の合計が15m²を超える畜舎 (3) 自動車教習所 (4) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50m²を超えるもの (5) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 1階部分を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの（廊下又は広間の類、階段、エレベーターその他これらに類するもの及び自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の部分は除く。） (2) 倉庫業を営む倉庫 (3) 床面積の合計が15m²を超える畜舎 (4) 自動車教習所 (5) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50m²を超えるもの (6) ばらんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 倉庫業を営む倉庫 (2) 床面積の合計が15m²を超える畜舎 (3) 自動車教習所 (4) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50m²を超えるもの</p>	
定による仮換地の指定を受けりではない。				
<p>E、F1、G地区の敷地面積は65m²以上とする。F2地区的敷地面積は100m²以上とする。</p> <p>ただし、土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するものは、この限りではない。</p>				
宅地の地盤面から25m以下とする。	宅地の地盤面から31m以下とする。	宅地の地盤面から18m以下とする。	宅地の地盤面から31m以下とする。	
建築物等の屋根、外壁その他戸外から望見される部分及び屋外広告物は、美観、風致などを良好に保つために、刺激的な色彩又は装飾を用いないものとする。				
のもの又は門柱等の部分にあ				
第一種住居地域 200/60, 準住居地域 200/60	近隣商業地域 200/80			近隣商業地域 300/80

渋谷南部地区地区計画



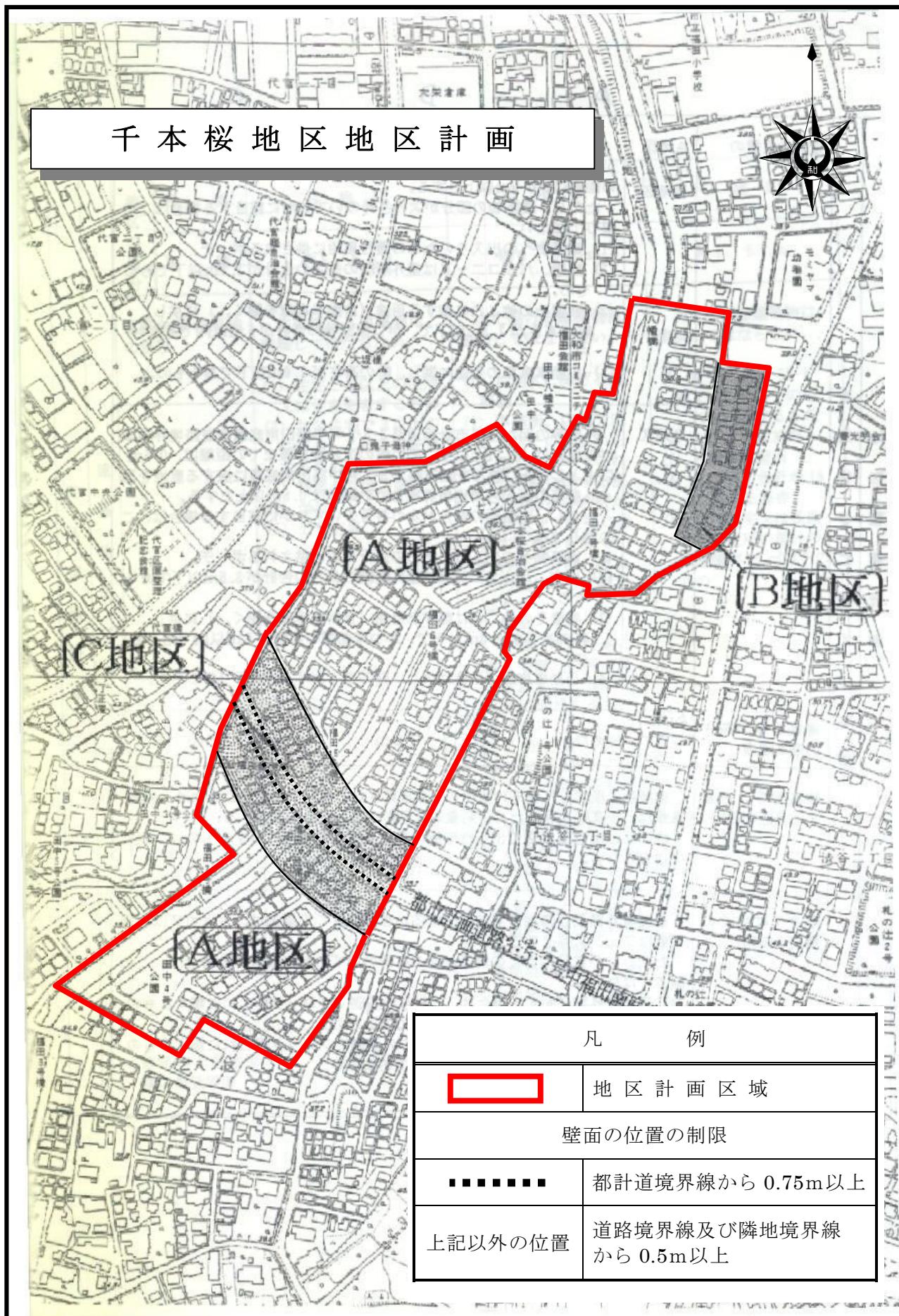
壁面の位置の制限

■■■■■■■	道路境界線から 0.5m以上
●●●●●●	道路境界線から 1.5m以上
▲▲▲▲▲▲	道路境界線から 1.0m以上 (ただし、外壁等で地盤面から 2.5m以上の部分 はこの限りではない。)

千本桜地区地区計画

位 置	大和市福田字乙七ノ区及び字乙八ノ区並びに代官一丁目地内			
面 積	約 10.5 ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、大和市南部の引地川沿いに位置し、地区の東側を南北に都市計画道路3・4・3号福田相模原線、地区内中央部を東西に都市計画道路3・5・7号中福田南庭線が配置されており、昭和45年に行われた住宅地造成事業による住宅地の形成に併せて、区画道路・公園などの地区施設が整備された地区である。</p> <p>本地区計画では、「緑と坂と暮らしの地域」を基本理念とし、引地川沿いの桜や住宅地内の緑といった水と緑に囲まれた良好な住宅地を維持・保全することを目的とする。</p>		
	土地利用の方針	<p>地区を3地区に区分し、商業施設、住宅等の均衡ある土地利用を図る。 (A地区、B地区)</p> <p>戸建て住宅を主体とした住宅地としての良好な住環境の維持・保全を図る。 (C地区)</p> <p>周辺戸建て住宅地の居住環境に配慮し、住宅と商業施設との共存を図る。</p>		
	建築物等の整備の方針	<p>(A地区) 戸建て住宅を主体とした住宅地としての良好な住環境の維持・保全のため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限を定める。</p> <p>(B地区) 戸建て住宅を主体とした住宅地としての良好な住環境の維持・保全のため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限を定める。</p> <p>(C地区) 住宅と商業施設との共存を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限を定める。</p>		
	緑化の方針	緑豊かで快適な街並みを形成するため、公共空間の緑化を進めると共に、生け垣や草花等の植栽による敷地内緑化に努める。		
	地区の区分	A 地 区	B 地 区	C 地 区
建 築 物 等 に 関 す る 事 項	名称	約 8.5 ha	約 0.5 ha	約 1.5 ha
	面積			
地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅で3以上の住戸又は3以上の住室を有するもの (2) 共同住宅で3以上の住戸又は3以上の住室を有するもの (3) 寄宿舎又は下宿 (4) 学校 (5) 公衆浴場 	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) A地区に掲げる建築物 (2) 事務所、店舗又は飲食店その他これらに類するもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50m²以下で住宅に附属するものを除く） (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4) 病院 (5) 工場（その用途に供する部分の床面積の合計が50m²以下で住宅に附属するものを除く） 	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ポーリング場、カート場又は水泳場その他これらに類するもの (2) ホテル又は旅館 (3) 自動車教習所 (4) 床面積の合計が15m²を超える畜舎 (5) 共同住宅又は長屋のうち住戸の部分の床面積が29m²以下のもの

			(6) ボーリング場、スケート 場又は水泳場その他 これらに類するもの (7) ホテル又は旅館 (8) 自動車教習所 (9) 床面積の合計が 15 m^2 を超える畜舎 (10) 危険物の貯蔵又は 処理に供するもの (11) 自動車車庫（前号 各号の建築物以外の 建築物に附属するも のを除く）	
	建築物の敷地 面積の最低限 度	110 m ²	110 m ²	90 m ²
建 築 物 等 に 整 備 計 画 事 項	壁面の位置の 制限	A地区 B地区	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線（隅切り部分を除く。以下同じ。）及び隣地境界線までの距離は、0.5m以上とする。</p> <p>ただし、建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。</p> <p>(1)建築物への出入りのための通行専用に供されるポーチ。 (2)出窓、バルコニー又は屋外階段の長さの合計が3.5m以下であるもの。 (3)物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5 m²以内であるもの。 (4)自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.6m以下であるもの。</p>	
	C地区		<p>外壁等の面から都市計画道路3・5・7号中福田南庭線の道路境界線までの距離は、0.75m以上、その他の道路境界線までの距離は、0.5m以上とし、及び都市計画道路3・5・7号中福田南庭線に接する敷地を除く外壁等の面から隣地境界線までの距離は0.5m以上とする。</p> <p>ただし、建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <p>(1)建築物への出入りのための通行専用に供されるポーチ。 (2)出窓、バルコニー又は屋外階段の長さの合計が3.5m以下であるもの。 (3)物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5 m²以内であるもの。 (4)自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.6m以下であるもの。</p>	
	建築物等の高 さの最高限度		12 m	15 m
	建築物等の形 態又は意匠の 制限		<p>建築物の屋根、外壁その他戸外から望見される部分及び屋外広告物は、美観、風致などを良好に保つため、刺激的な色彩を用いないものとする。</p> <p>法面又は擁壁面に張り出した形態の架台その他これらに類するものは、設けてはならない。</p>	
	かき又はさくの 構造の制限		<p>道路境界線及び隣地境界線に面するかき又はさくの構造は、生け垣又はフェンス等とする。</p> <p>ただし、かき又はさくの構造が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <p>(1)道路境界線に面する場合は、これらの基礎でブロック等これに類するものの高さが宅地の地盤から0.7m以下であるもの。 (2)隣地境界線に面する場合は、これらの基礎でブロック等これに類するものの高さが宅地の地盤から0.5m以下であるもの。 (3)門柱等の部分。</p>	

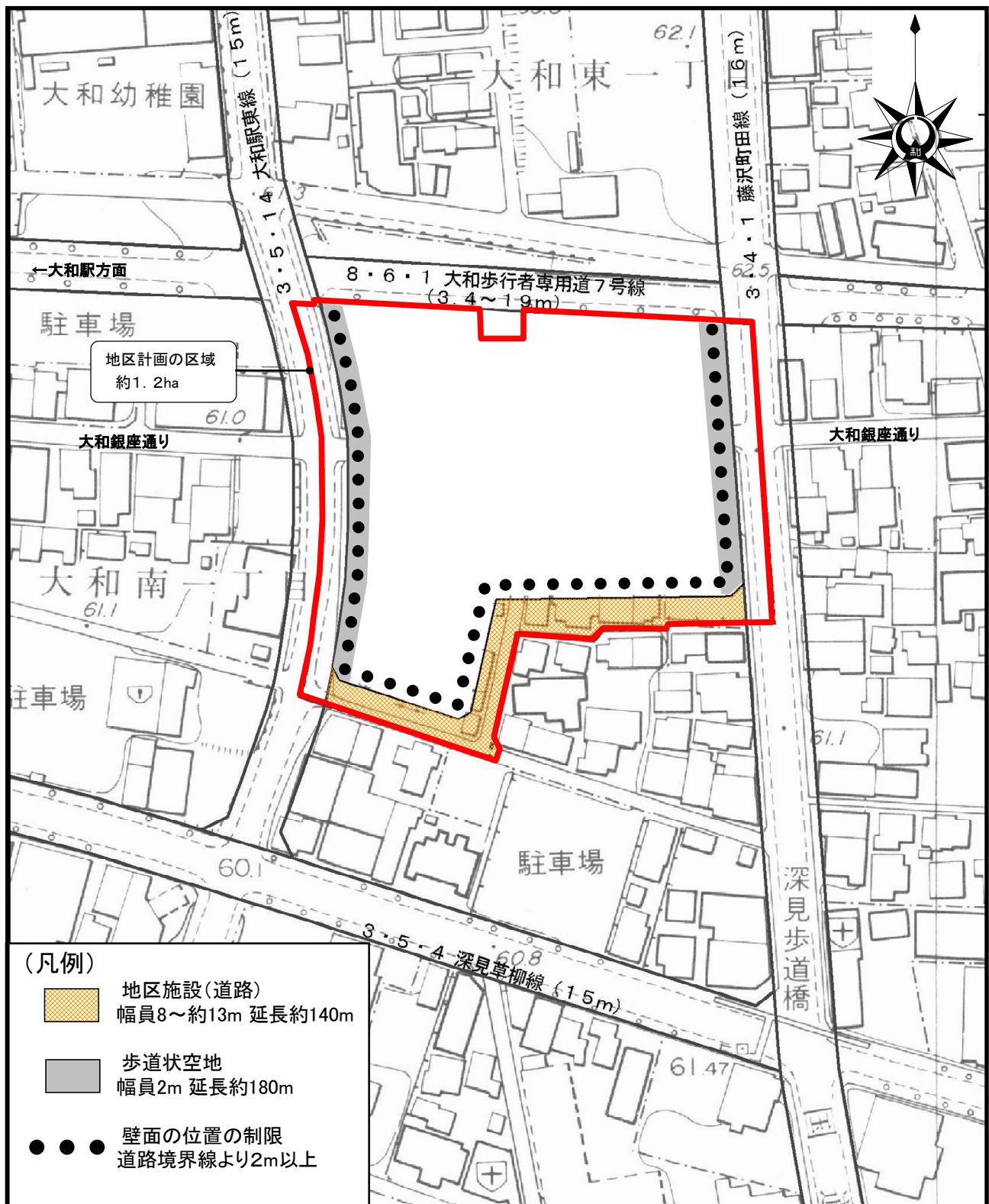


大和駅東側第4地区地区計画

位 置		大和市大和南一丁目地内	
面 積		約1.2ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標		本地区は、相模鉄道本線と小田急江ノ島線の交通結節点である大和駅周辺地区に位置し、にぎわいの拠点としての街づくりを目指している。そのため、本地区計画は、プロムナードを活かした街並みの整備を行うことにより、中心市街地にふさわしい安全でにぎわいのある都市環境の形成を図ることを目標とする。
	土地利用の方針		市街地再開発事業による一体的かつ合理的な高度利用を図るとともに、公益施設・商業施設・駐車場の機能を複合的に配置し、調和のとれた土地利用を図る。 また、安全で快適な歩行者空間やオープンスペースを確保することにより、にぎわいとうるおいのある都市空間の創出を図る。
	地区施設の整備の方針		都市機能の向上を図るとともに、周辺住民の利便性を高めるために、区画道路を配置する。 また、安全で快適な歩行者空間を確保するために、都市計画道路3・4・1号藤沢町田線及び都市計画道路3・5・14号大和駅東線沿いに歩道状空地を設ける。
	建築物等の整備の方針		中心市街地にふさわしい安全でにぎわいのある都市環境並びに良好な都市景観の形成を図るために、建築物の用途の制限、壁面の位置の制限及び建築物等の形態又は意匠の制限について定める。
	緑化の方針		にぎわいとうるおいのある街並みを形成するため、敷地内緑化及び公共空間の緑化に努める。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	幅員 8m～約13m 延長 約140m
		歩道状空地	幅員 2m 延長 約180m
	建築物等に関する事項	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 倉庫業を営む倉庫 (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線（都市計画道路8・6・1号大和歩行者専用道7号線の道路境界線を除く。）までの距離は、2.0m以上とする。
		建 築 物 等 の 形 態 又 は 意 匠 の 制 限	建築物の屋根、外壁その他戸外から望見される部分及び屋外広告物は、周辺環境に配慮した意匠及び色彩とする。

「地区計画の区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

大和駅東側第4地区地区計画

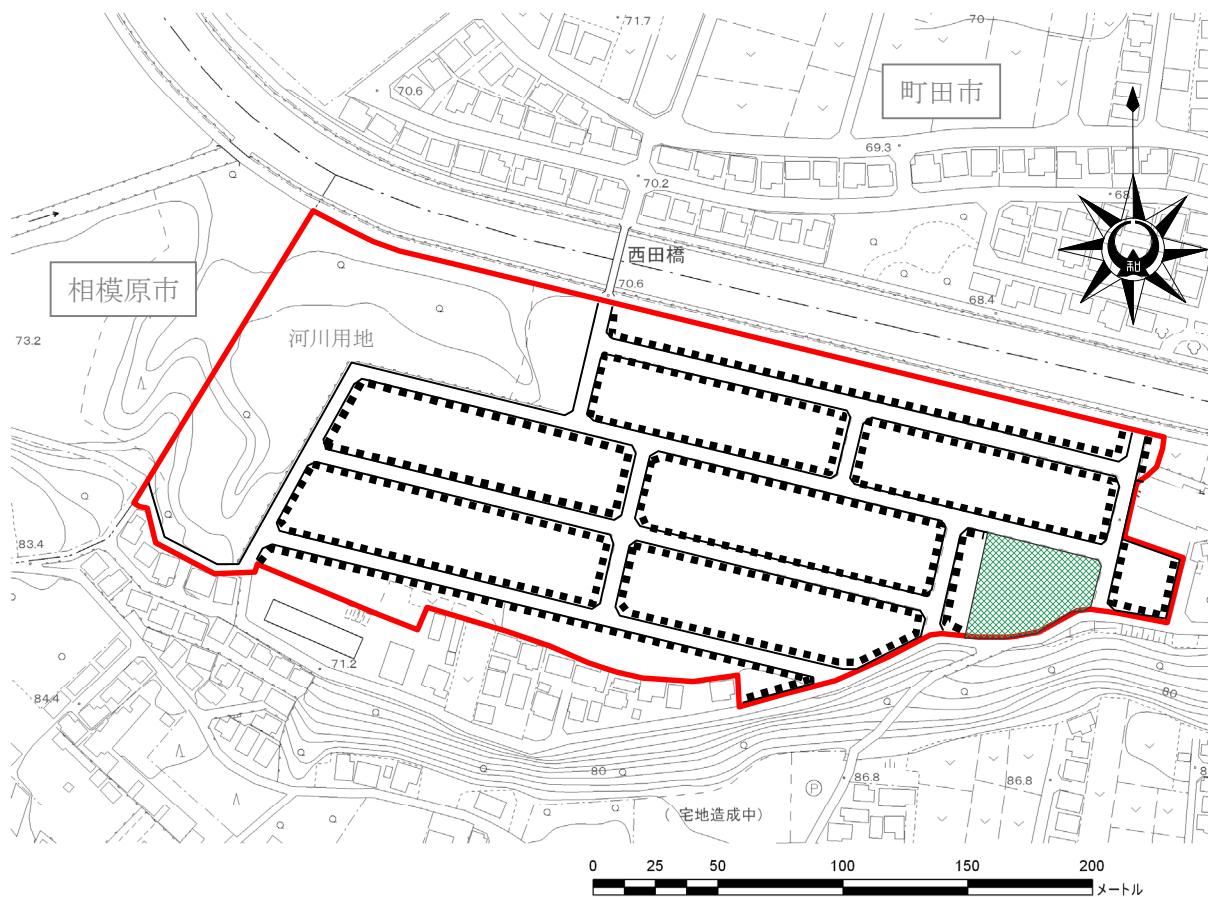


下鶴間高木地区地区計画

位 置		大和市下鶴間字甲一号
面 積		約 4. 9 h a
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	
	土地利用の方針	
	地区施設の整備の方針	
	建築物等の整備の方針	
	緑化の方針	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	公園 面積 約 1, 460 m ²
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 学校、図書館その他これらに類するもの (ただし、近隣住民を対象とした集会所は除く) (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 公衆浴場
		敷地面積は 120 m ² 以上とする。
	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線（計画図に表示する部分に限る。ただし、すみ切りを除く）までの距離は、1. 0 m以上とする。 ただし、建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3 m以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く）に供し、軒の高さが 2. 3 m以下でかつ床面積の合計が 5 m ² 以内であるもの (3) 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが 2. 6 m以下であるもの
		建築物等の屋根、外壁その他戸外から望見される部分には、良好な景観を保つため、刺激的な色彩を用いないものとする。
	建築物等の形態又は意匠の制限	道路境界線に面するかき又はさくの構造は、生垣又は透視可能なフェンス等とする。 ただし、これらの基礎でブロック等これに類するものの高さが宅地の地盤面から 0. 7 m以下のもの又は門柱等の部分にあっては、この限りではない。

「区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

下鶴間高木地区地区計画



凡例

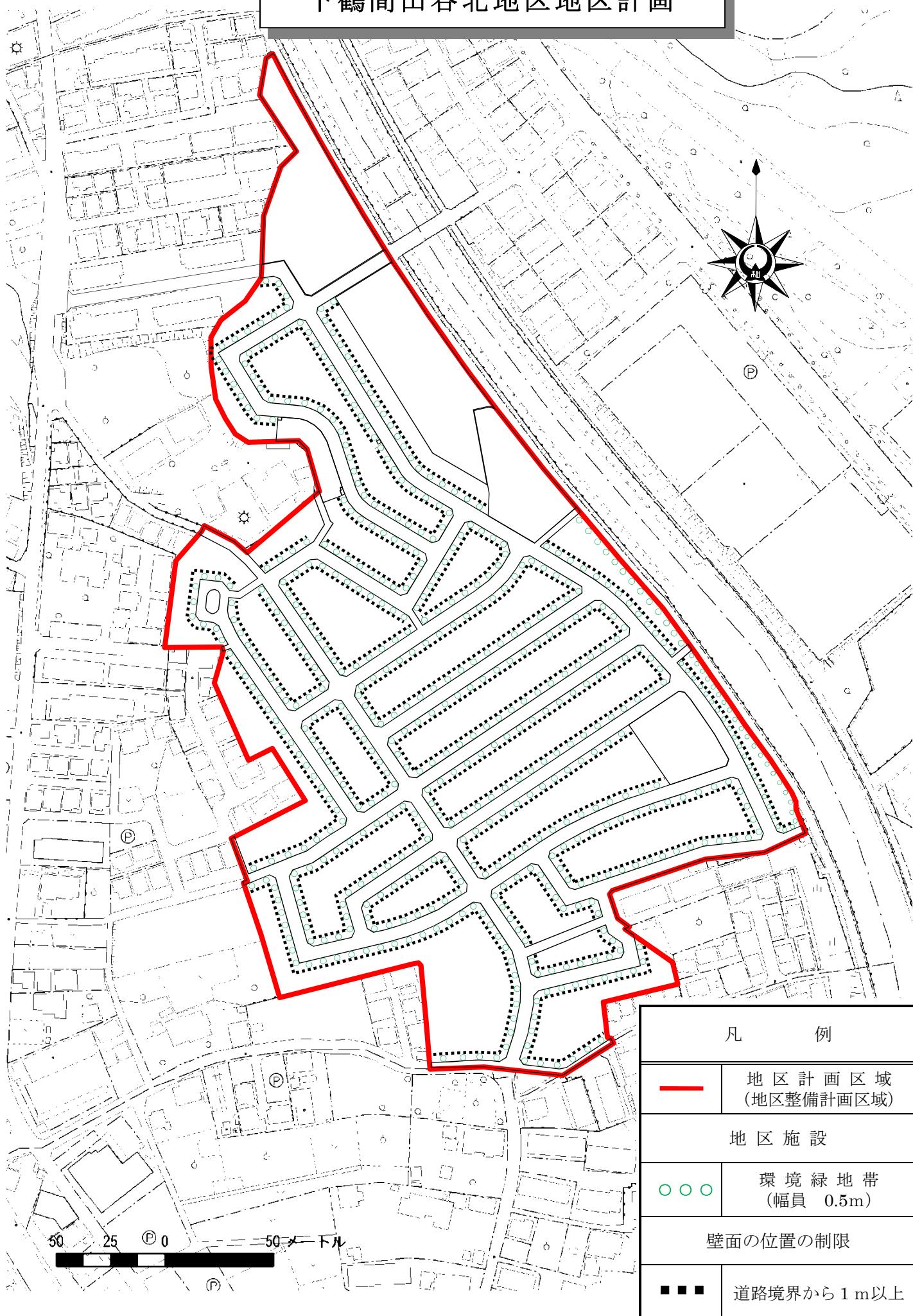
	地区計画区域
	地区施設
	公園 (約 1,460 m ²)
	壁面の位置の制限
	道路境界から 1 m以上

下鶴間山谷北地区地区計画

位 置		大和市下鶴間字甲四号	
面 積		約 6. 4 h a	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標		本地区は、東急田園都市線「つきみ野駅」から東約0.7kmに位置し、大和市下鶴間山谷北土地区画整理事業及び大和市下鶴間松の久保土地区画整理事業の施行により都市基盤整備が行われた地区である。土地区画整理事業によって創出された良好な住宅市街地の維持増進を図り、水と緑を生かしたふるさとが感じられる景観を形成・保持することを目標とする。
	土地利用の方針		本地区は、戸建て住宅を主体とした低層住宅地とし、良好な居住環境の形成と保持を図る。
	地区施設の整備の方針		本地区内では、道路に面して壁面の位置を制限した区域の一部と河川沿いの一部を地区施設（その他の公共空地：「環境緑地帯」）として定めるとともに、環境緑地帯内に樹木等による一定水準の緑化を行い、土地区画整理事業により整備された公園や河川区域と連続させることで、自然と調和したゆとりある住宅地となるよう整備する。
	建築物等の整備の方針		緑豊かな低層住宅地としての、快適な居住環境の向上と災害時の安全を確保するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限を定める。
	緑化の方針		地区内の緑化を推進するため、敷地（環境緑地帯を含む。）内の積極的な緑化を図るとともに、樹木など緑化施設の適切な維持管理に努める。 また、擁壁設置部においても、積極的な緑化を図る。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	その他の公共空地	環境緑地帯 幅員 0.5m ただし、利用上必要最小限の部分は、この限りでない。
	建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 学校、図書館その他これらに類するもの (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 公衆浴場
	建築物の敷地面積の最低限度		敷地面積は125m ² 以上とする。 ただし、大和市下鶴間山谷北土地区画整理事業施行地区内においては、土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分の公告日における区画を一の敷地として使用するものは、この限りでない。
	壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線（計画図に表示する部分に限る。ただし、すみ切り部分及び道路附属地を除く。）までの距離は、1m以上とする。 ただし、建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m ² 以内であるもの (3) 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.6m以下であるもの
	建築物等の形態又は意匠の制限		建築物等の屋根、外壁その他戸外から望見される部分は、大和市景観計画に基づく住宅地の景観形成方針に適合するよう努めるものとする。
	かき又はさくの構造の制限		道路境界線に面するかき又はさくの構造は、生垣又はこれに類する植栽とする。 ただし、花壇又はこれに類するもので、ブロック等の高さが宅地の地盤面から0.5m以下のもの又は門柱等の部分にあっては、この限りでない。

「区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

下鶴間山谷北地区地区計画



つきみ野6丁目地区地区計画

位 置	大和市つきみ野六丁目	
面 積	約 11. 4 h a	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、田園都市線つきみ野駅から北西約300mに位置し、地区の北側に都市計画道路3・5・2号公所相模原線が、南側に都市計画道路3・5・3号公所中央林間線が配置されており、昭和45年に完了した北部第一土地区画整理事業により都市基盤整備が行われた地区である。本地区計画は、土地区画整理事業によって創出され、住民自ら築きあげた閑静で緑の多い良好な居住環境を将来にわたり維持保全し、いつまでも住み続けられるまちの実現を目標とする。
	土地利用の方針	地区の特性を考慮するため区域を2地区に区分し、次の方針により土地利用を図る。 (A地区) 戸建住宅地として、ゆとりある宅地、落ち着きのある街並み、周囲と調和のとれた景観を創出することにより、安全で良好な居住環境の形成を図る。 (B地区) 周辺の戸建住宅を中心とした良好な居住環境に配慮しつつ、住宅と商業系用途の共存を図る。
	建築物等の整備の方針	建築物等の整備の方針は、次のように定める。なお、建築物等の地盤の高さは、現状を維持するように努める。 (A地区) 戸建住宅地として、良好な居住環境の形成を図るとともに災害時の安全性を確保するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限を定める。 (B地区) 周辺の戸建住宅を中心とした良好な居住環境と調和した形態、配置、敷地規模等とする。
	緑化の方針	緑の多い居住環境を維持するため、近隣関係や防犯に配慮しつつ敷地内緑化に努める。
地区整備計画	地区の区分	名称 A地区
		面積 約 8. 1 h a
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 共同住宅又は長屋のうち、3以上の住戸を有するもの、又は住戸の部分の床面積が55m ² 以下のもの (2) 寄宿舎又は下宿 (3) 学校 (4) 床面積の合計が150m ² を超える保育所 (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) 公衆浴場
	建築物の敷地面積の最低限度	敷地面積は150m ² 以上とする。
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から道路境界線(すみ切り部分を除く。以下同じ。)及び隣地境界線までの距離は、0.75m以上(面積が150m ² 未満の敷地にあっては、0.5m以上。)とする。 ただし、建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)外壁等の長さの合計が3m以下であるもの (2)物置その他これに類する用途(自動車車庫は除く。)に供し、軒の高さが2.3m以下でかつ床面積の合計が5m ² 以内であるもの (3)自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.6m以下であるもの
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の屋根、外壁その他戸外から望見される部分は、大和市景観計画に基づく住宅地の景観形成方針に適合するよう努めるものとする。
	かき又はさくの構造の制限	道路境界線及び隣地境界線に面するかき又はさくの構造は、生垣又は透視可能なフェンス等とする。 ただし、かき又はさくの構造が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)道路境界線に面する場合は、これらの基礎でブロック等これに類するものの高さが宅地の地盤から0.7m以下であるもの (2)隣地境界線に面する場合は、これらの基礎でブロック等これに類するものの高さが宅地の地盤から0.5m以下であるもの (3)門柱等の部分

「区域、地区整備計画の区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

つきみ野 6 丁目地区地区計画

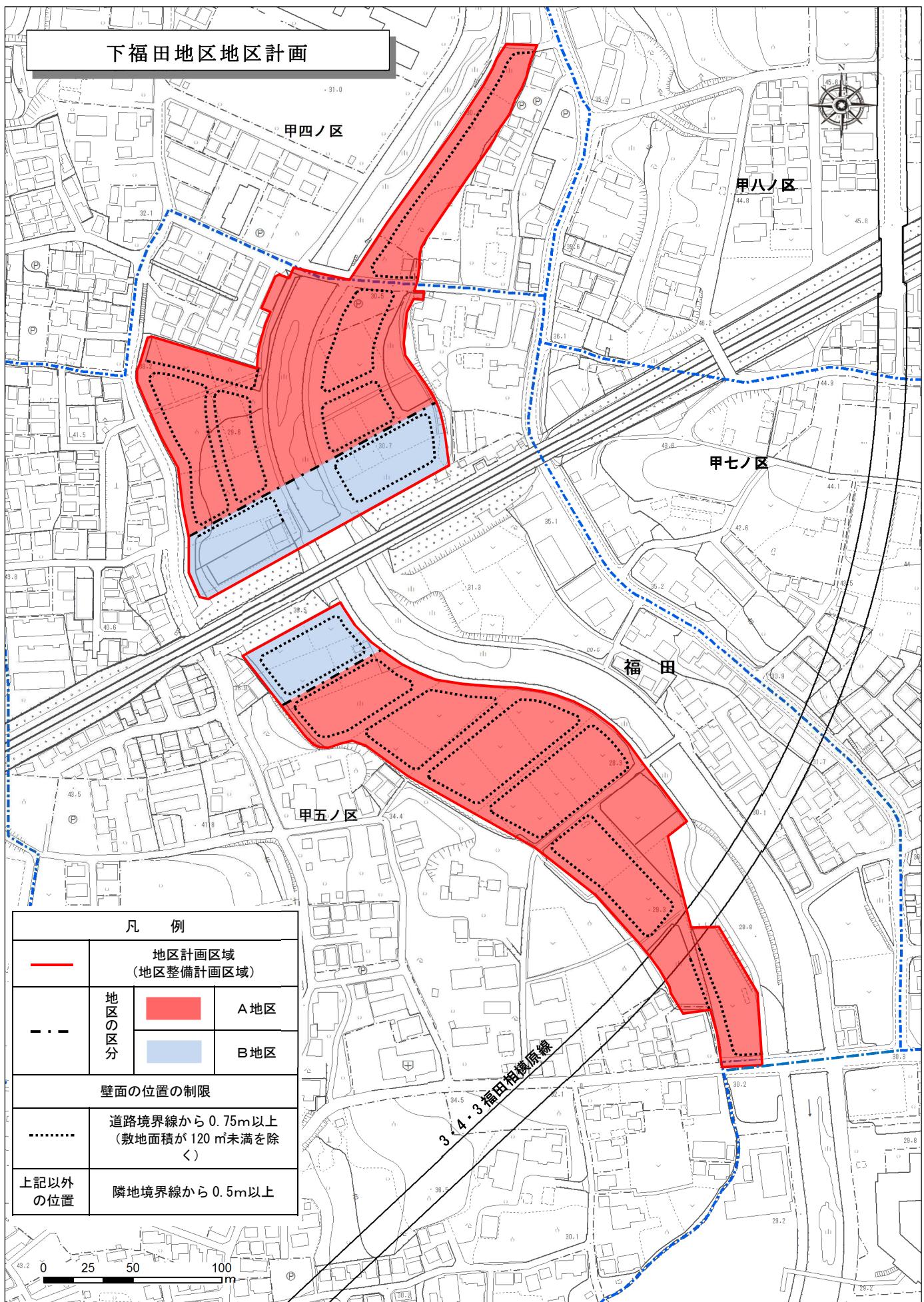


下福田地区地区計画

位 置		大和市福田字甲四ノ区及び字甲五ノ区
面 積		約 4. 4 h a
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、大和市南部の引地川沿いに位置し、大和市下福田土地区画整理事業の実施により都市基盤整備が行われている地区である。 本地区計画は、土地区画整理事業によって創出される良好な住環境の維持増進を図り、「緑と坂と暮らしの地域」を基本理念とし、水と緑と住宅とが調和した街並みを形成・保全することを目標とする。
	土地利用の方針	本地区は、2 地区に区分し、低層住宅を主体とした均衡ある土地利用を図る。 (A 地区) 戸建低層住宅を主体とした住宅地としての良好な住環境の形成・保全を図る。 (B 地区) 周辺の低層住宅に配慮し、中層住宅等との共存を許容した住環境の形成・保全を図る
	建築物等の整備の方針	(A 地区) 戸建低層住宅を主体とした住宅地としての良好な住環境の形成・保全のため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限を定める。 (B 地区) 周辺の低層住宅に配慮し、中層住宅等との共存を許容した住環境の形成・保全を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限を定める。
	緑化の方針	「緑と坂と暮らしの地域」として、緑豊かな街並みを形成するため、宅地内緑化の推進に努める。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	(A 地区) 次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 共同住宅又は長屋のうち住戸の部分の床面積が 25 m ² 以下のもの (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 公衆浴場
	建築物等に関する事項	(B 地区) 次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 共同住宅又は長屋のうち住戸の部分の床面積が 25 m ² 以下のもの (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 公衆浴場 (4) 大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校 (5) 店舗、飲食店その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 250 m ² を超えるもの (6) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。） (7) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの (8) ホテル又は旅館 (9) 自動車教習所 (10) 床面積の合計が 15 m ² を超える畜舎 (11) 自動車修理工場 (12) 集会場 (13) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの (14) 事務所（その用途に供する部分の床面積の合計が 150 m ² 以下のものを除く。）

地区整備計画	建築物の敷地面積の最低限度	敷地面積は 120 m ² 以上とする。 ただし、土地区画整理法第 98 条第 1 項の規定による仮換地の指定を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するものは、この限りでない。
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線（計画図に表示された部分に限る。ただし、すみ切り部分を除く。）までの距離にあっては、0. 75m（面積が 120 m ² 未満の敷地を除く。）、隣地境界線までの距離にあっては、0. 5m。ただし、建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が 3m 以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが 2. 3m 以下で、かつ、床面積の合計が 5 m ² 以内であるもの (3) 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが 2. 6m 以下であるもの
	建築物等の高さの最高限度	(B 地区) 宅地の地盤面から 15m
	建築物等の形態又は意匠の制限	屋根や外壁等の望見される部分は、大和市景観計画に基づく住宅地の景観形成方針に適合するよう努める。
	かき又はさくの構造の制限	道路境界線及び隣地境界線に面するかき又はさくの構造は、生垣又は透視可能なフェンス等とする。ただし、かき又はさくの構造が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 道路境界線に面する場合は、これらの基礎でブロック等これに類するものの高さが宅地の地盤から 0. 7m 以下であるもの (2) 隣地境界線に面する場合は、これらの基礎でブロック等これに類するものの高さが宅地の地盤から 0. 5m 以下であるもの (3) 門柱等の部分

「区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」



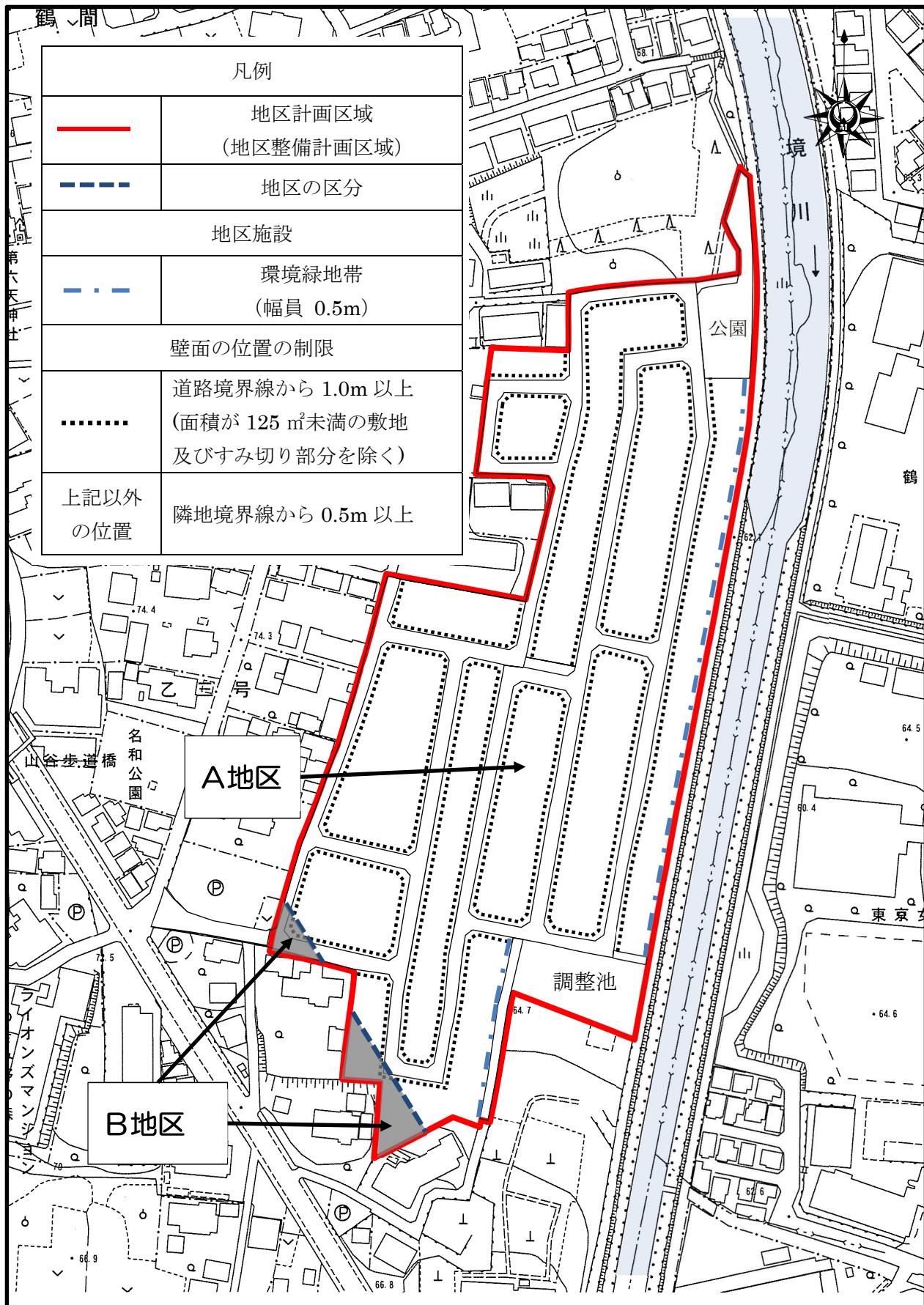
下鶴間山谷南地区地区計画

位 置		大和市下鶴間字乙三号	
面 積		約 3. 9 h a	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標		本地区は、東急田園都市線「つきみ野駅」から南東約1.2kmに位置し、大和市下鶴間山谷南地区画整理事業の実施により都市基盤整備が行われている地区である。土地区画整理事業によって創出される良好な住環境の維持増進を図り、水と緑を生かしたふるさとが感じられる景観を形成・保全することを目標とする。
	土地利用の方針		<p>本地区は、2地区に区分し、低層住宅を主体とした均衡ある土地利用を図る。</p> <p>(A地区) 戸建て低層住宅を主体とした住宅地として農地と調和した良好な住環境の形成・保全を図る。</p> <p>(B地区) 周辺の低層住宅に配慮し、中層住宅等と共に存した住環境の形成・保全を図る。</p>
	地区施設の整備の方針		本地区内では、河川沿いの一部を地区施設「環境緑地帯」として定めるとともに、環境緑地帯内に樹木等による一定水準の緑化を行い、土地区画整理事業により整備された公園と環境緑地帯を連続させることで、自然と調和したゆとりある住宅地となるよう整備する。
	建築物等の整備の方針		<p>(A地区) 緑豊かな低層住宅地としての、快適な居住環境の向上と災害時の安全を確保するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、建築物の緑化率の最低限度、かき又はさくの構造の制限を定める。</p> <p>(B地区) 周辺の低層住宅に配慮し、中層住宅等との共存した住環境の形成・保全を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限、建築物の緑化率の最低限度、かき又はさくの構造の制限を定める。</p>
	緑化の方針		地区内の緑化を推進するため、敷地（環境緑地帯含む。）内の積極的な緑化を図るとともに、樹木など緑化施設の適切な維持管理に努める。
	地区施設の配置及び配置	環境緑地帯	幅員 0.5m ただし、利用上必要最小限の部分は、この限りではない。
地区整備計画	地区の区分	名称	A地区
		面積	約 3.8 h a
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 共同住宅又は長屋のうち住戸の部分の床面積が25m²以下のもの</p> <p>(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(3) 公衆浴場</p> <p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 共同住宅又は長屋のうち住戸の部分の床面積が25m²以下のもの</p> <p>(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(3) 公衆浴場</p> <p>(4) 大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校</p> <p>(5) 店舗、飲食店その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500m²を超えるもの</p> <p>(6) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）</p>

地区整備計画 建築物等に関する事項		(7) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの (8) ホテル又は旅館 (9) 自動車教習所 (10) 床面積の合計が 15 m ² を超える畜舎 (11) 自動車修理工場 (12) 集会場 (13) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの (14) 事務所（その用途に供する部分の床面積の合計が 500 m ² 以下のものを除く。） (15) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (16) カラオケボックスその他これらに類するもの (17) 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するもので、作業場の床面積の合計が 50 m ² 以内のものを除く。）
	建築物の敷地面積の最低限度	敷地面積は 125 m ² 以上とする。 ただし、土地区画整理法第 103 条第 1 項の規定による換地処分又は同法第 98 条第 1 項の規定による仮換地の指定を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するものは、この限りでない。
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線（計画図に表示する部分に限る。ただし、すみ切り部分を除く。）までの距離にあっては、1.0 m（面積が 125 m ² 未満の敷地を除く。）以上とし、隣地境界線までの距離にあっては、0.5 m以上とする。 ただし、建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が 3 m 以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが 2.3 m 以下で、かつ、床面積の合計が 5 m ² 以内であるもの (3) 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが 2.6 m 以下であるもの
	建築物等の高さの最高限度	宅地の地盤面から 15 m 以下とする
	建築物等の形態又は意匠の制限	屋根や外壁その他の戸外からの望見される部分は、大和市景観計画に基づく景観形成方針に適合するよう努める。 また、擁壁面等に張り出した形態の架台その他これに類するものは、設けてはならない。
	建築物の緑化率の最低限度	敷地面積に対して 3% 以上とする。
	かき又はさくの構造の制限	道路境界線及び隣地境界線に面するかき又はさくの構造は、生垣又は透視可能なフェンス等とする。ただし、かき又はさくの構造が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 道路境界線に面する場合は、これらの基礎でブロック等これに類するものの高さが宅地の地盤から 0.7 m 以下であるもの (2) 隣地境界線に面する場合は、これらの基礎でブロック等これに類するものの高さが宅地の地盤から 0.5 m 以下であるもの (3) 門柱等の部分

「区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

下鶴間山谷南地区地区計画



中央森林東側地区地区計画

位 置	大和市深見西三丁目、深見西四丁目、深見西五丁目、深見西六丁目、深見西七丁目及び深見西八丁目地内
面 積	約 11.5ha
地区計画の目標	<p>中央森林地区（約 55.0ha）は、市域の中央を南北に走る小田急江ノ島線及び幹線道路沿いに、商業・業務機能や良質な中高層住宅など様々な都市機能が集積する「やまと軸」上にあり、市内に残る 6 つの貴重な大規模緑地の一つである「中央の森」が広がっている。</p> <p>また、昭和初期の軍都計画による土地区画整理が行われた区域の一部であり、一定の都市基盤が形成されている。</p> <p>本地区（東側地区）は、「中央の森」に隣接し、主要幹線道路の都市計画道路 3・2・1 号国道 246 号大和厚木バイパス線、東名高速道路及び都市計画道路 3・4・2 号南大和相模原線沿線に位置し、消防署や学校等の公共公益施設や沿道サービス施設があるほか、畠や駐車場等の低未利用地が広がっている。</p> <p>そして、中央森林地区のある大和・相模大塚地域のあるべき姿は、「都市活動と水と緑の豊かな自然環境を活用し、活力が生まれるまち」としており、まちづくりの取り組み指針として、「活力ある活動を支える地域環境の形成」を目指すとしている。</p> <p>具体的には、中央森林地区は、地区中心部に位置する「中央の森」については、鉄道沿いに広がる市民が広く活用できる緑のあり方を検討していくなど、緑豊かな住宅市街地の形成を目指すとともに、南大和相模原線以東の本地区については、国道 246 号に接するという立地と既存の大街区を有効に活用した土地利用を誘導し、活力ある市街地の形成を目指している。</p> <p>そこで、本地区計画は、道路などの都市基盤整備を進めて緑豊かで良好な住宅市街地を形成・保全するとともに、幹線道路沿いにおいては、周辺の住環境に配慮しつつ、立地条件を活かした活気と賑わいの創出を図り、「中央の森」の豊かな緑と調和した魅力ある街並みの実現を目標とする。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>主要幹線道路の都市計画道路 3・2・1 号国道 246 号大和厚木バイパス線と同 3・4・2 号南大和相模原線とが交わる交通の要衝であるという特性を考慮し、住宅、生活関連施設、公共公益施設等の均衡ある土地利用を図るため、地区を 3 地区に区分する。</p> <p>なお、道路を新設する場合、原則として幅員は 6 m 以上、形態は袋路状以外のものとし、道路が交差する場所においては、角地の隅角に向かい合う対辺の長さ 3 m 以上の二等辺三角形の部分を道路に含むすみ切りを設ける。</p> <p>(A 地区)</p> <p>幹線道路から比較的離れた良好な中低層住宅地としての環境を保全し、公共公益施設との共存や周辺住宅地との調和を図る地区であり、良好な都市環境の形成、保全を図る。</p> <p>(B 地区)</p> <p>都市計画道路 3・2・1 号国道 246 号大和厚木バイパス線及び同 3・4・2 号南大和相模原線の緩衝地区としての土地利用を主体とする地区であり、住居系の土地利用を基調としつつ、沿道サービス施設や地域住民のための利便施設、公共公益施設等との共存を図る。</p> <p>(C 地区)</p> <p>都市計画道路 3・2・1 号国道 246 号大和厚木バイパス線及び同 3・4・2 号南大和相模原線に接する既存街区であり、その立地を活かして生活関連施設等を誘導し、地区的賑わいの創出を図る。</p> <p>地区周辺道路の交通量増加を考慮し、交通の円滑化と安全を確保するため、原則として地区施設道路 5-2 号線及び 6-1 号線沿いに歩道状空地を設け、各道路の歩行者空間と連続させることで、幅員 2 m 以上の歩行者空間を確保する。</p> <p>また、「中央の森」との緑の調和及び景観に配慮し、原則として、歩行者空間に沿って幅員 1 m 以上の緑地帯を設ける。</p>

区域の整備、開発及び保全に関する方針	地区施設の整備の方針	居住者の安全と利便性を確保するための生活道路及び防災上の観点から一定の幅員を有する道路を整備する。											
	建築物等の整備の方針	<p>(A地区)</p> <p>中低層住宅を主として、住環境と調和する地域住民のための小規模店舗・事務所の立地を許容し、良好な都市環境の形成、保全を図る地区であり、用途の混在及び敷地の細分化を防止し良好な住環境を維持保全するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、建築物の緑化率の最低限度及び垣又はさくの構造の制限について定める。</p> <p>(B地区)</p> <p>主要幹線道路沿いで、後背地の住環境に配慮するとともに、その立地を活かした沿道サービス施設や地域住民のための利便施設等を許容し、快適な都市環境の形成及び保全を図る地区であり、快適な都市環境を維持保全するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、建築物の緑化率の最低限度及び垣又はさくの構造の制限について定める。</p> <p>(C地区)</p> <p>主要幹線道路に接する既存街区を活かして生活関連施設等を誘導し、賑わいの創出を図る地区であり、用途の混在及び敷地の細分化を防止し快適な都市環境を維持保全するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、建築物の緑化率の最低限度及び垣又はさくの構造の制限について定める。</p>											
		緑豊かで良好な住宅市街地を形成するため、敷地内の積極的な緑化を図るとともに、樹木など緑化施設の維持管理に努める。											
		地区施設の配置及び規模 道路	路線名	5-1号線	5-2号線	5-3号線	6-1号線	6-2号線	6-3号線	6-4号線	6-5号線		
地区整備計画			幅員	5.0m	5.0m～6.0m	5.0m～6.0m	6.0m	6.0m	6.0m	6.0m	6.0m		
			延長	約210m	約180m	約220m	約220m	約220m	約180m	約220m	約50m		
			備考	道路が交差する場所においては、角地の隅角に向かい合う対辺の長さ3mの二等辺三角形の部分を道路に含むすみ切りを設ける。									

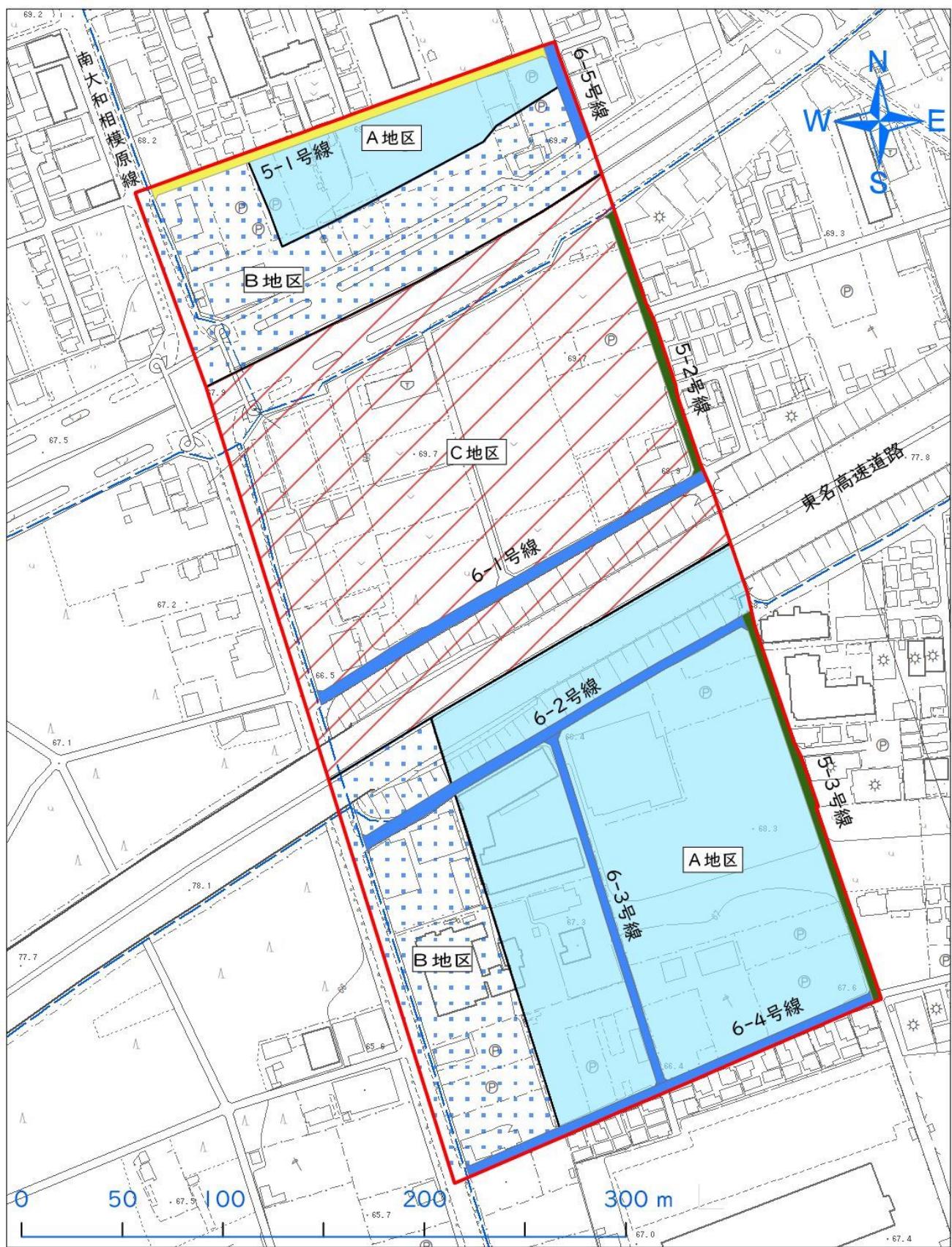
地区整備計画	地区の区分	地 区 名 称	A地区	B地区	C地区
		面 積	約 4.5 h a	約 2.6 h a	約 4.4 h a
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(2) 公衆浴場</p> <p>(3) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(6) ホテル又は旅館</p> <p>(7) 自動車教習所</p> <p>(8) 床面積の合計が 15 m²を超える畜舎</p> <p>(9) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）</p> <p>(10) 倉庫で、その用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m²を超えるもの</p> <p>(11) 公会堂又は集会場</p> <p>(12) 展示場</p> <p>(13) 共同住宅又は長屋のうち住戸の部分の床面積が 25 m²以下のもの</p> <p>(14) 病院</p> <p>(15) 建築基準法別表第2(に)の項第2号に掲げる工場</p> <p>(16) 店舗、飲食店その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 500 m²を超えるもの又は3階以上の部分をその用途に供するもの</p> <p>(17) 事務所で、その用途に供する部分の床面積の合計が 500 m²を超えるもの又は3階以上の部分をその用途に供するもの</p> <p>(18) 前各号に掲げる建築物以外で、床面積の合計が 1,000 m²を超えるもの（優れた地域環境の創出に特に寄与すると市長が認めたものを除く。）</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(2) 公衆浴場</p> <p>(3) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(6) ホテル又は旅館</p> <p>(7) 自動車教習所</p> <p>(8) 床面積の合計が 15 m²を超える畜舎</p> <p>(9) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）</p> <p>(10) 倉庫で、その用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m²を超えるもの</p> <p>(11) 公会堂又は集会場</p> <p>(12) 展示場</p> <p>(13) 共同住宅又は長屋のうち住戸の部分の床面積が 25 m²以下のもの</p> <p>(14) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿（全ての居室の外部建具が遮音性能 T-1 等級（JIS 規格）と同等以上の性能のものを除く。）</p> <p>(15) 店舗、飲食店その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²を超えるもの</p> <p>(16) 前各号に掲げる建築物以外で、床面積の合計が 1,000 m²を超えるもの（優れた地域環境の創出に特に寄与すると市長が認めたものを除く。）</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(2) 公衆浴場</p> <p>(3) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(6) ホテル又は旅館</p> <p>(7) 自動車教習所</p> <p>(8) 床面積の合計が 15 m²を超える畜舎</p> <p>(9) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）</p> <p>(10) 倉庫で、その用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m²を超えるもの</p> <p>(11) 公会堂又は集会場</p> <p>(12) 展示場</p> <p>(13) 共同住宅又は長屋のうち住戸の部分の床面積が 25 m²以下のもの</p> <p>(14) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿（全ての居室の外部建具が遮音性能 T-1 等級（JIS 規格）と同等以上の性能のものを除く。）</p> <p>(15) 店舗、飲食店その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²を超えるもの</p> <p>(16) 前各号に掲げる建築物以外で、床面積の合計が 1,000 m²を超えるもの（優れた地域環境の創出に特に寄与すると市長が認めたものを除く。）</p>	

地区整備計画	建築物の敷地面積の最低限度	<p>敷地面積は 120 m²以上とする。</p> <p>ただし、都市計画法第 20 条第 1 項の規定による告示日（以下この項において「告示日」という。）において現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を 1 の敷地として使用する場合又は告示日において現に建築物の敷地として使用されている土地で、地区施設道路の整備により建築物の敷地面積が減少し、当該規定に適合しなくなるものは、この限りではない。</p>	<p>敷地面積は 500 m²以上とする。</p> <p>ただし、告示日において現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を 1 の敷地として使用する場合又は告示日において現に建築物の敷地として使用されている土地で、地区施設道路の整備により建築物の敷地面積が減少し、当該規定に適合しなくなるものは、この限りではない。</p>								
	建築物等に関する事項 壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下この項において「外壁等」という。）の面から道路境界線（すみ切り部分を除き、地区施設道路にあっては当該道路の境界線をいう。以下この項において同じ。）までの距離は 0.75 m 以上（面積が 120 m²未満の敷地を除く。）とし、隣地境界線までの距離は 0.5 m 以上とする。</p> <p>ただし、建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外壁等の中心線の長さの合計が 3 m 以下のもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫は除く。）に供し、軒の高さが 2.3 m 以下でかつ床面積の合計が 5 m² 以内であるもの</p> <p>(3) 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが 2.6 m 以下であるもの</p>	<p>外壁等の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、次表のとおりとする。ただし、建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外壁等の中心線の長さの合計が 3 m 以下のもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫は除く。）に供し、軒の高さが 2.3 m 以下でかつ床面積の合計が 5 m² 以内であるもの</p> <p>(3) 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが 2.6 m 以下であるもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>敷地面積</th> <th>道路境界線までの距離</th> <th>隣地境界線までの距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000 m²未満</td> <td>0.75 m 以上</td> <td>0.5 m 以上</td> </tr> <tr> <td>5,000 m²以上</td> <td>3.0 m 以上</td> <td>3.0 m 以上</td> </tr> </tbody> </table>	敷地面積	道路境界線までの距離	隣地境界線までの距離	5,000 m ² 未満	0.75 m 以上	0.5 m 以上	5,000 m ² 以上	3.0 m 以上
敷地面積	道路境界線までの距離	隣地境界線までの距離									
5,000 m ² 未満	0.75 m 以上	0.5 m 以上									
5,000 m ² 以上	3.0 m 以上	3.0 m 以上									
建築物等の高さの最高限度	宅地の地盤面から 31 m 以下とする。										

地区整備計画	建築物等の意匠の制限 又は色彩	建築物等の屋根、外壁その他戸外から望見される部分及び屋外広告物は、良好な景観を保つため、大和市景観計画に基づく商業地の景観形成方針に適合させるよう努めるものとする。
	建築物等の最低限度緑化率	敷地面積に対して 5 %以上とする。
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路境界線（地区施設道路にあっては当該道路の境界線をいう。以下この項において同じ。）及び隣地境界線に面する垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なフェンス等とする。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 道路境界線に面する場合は、これらの基礎でブロック等これに類するものの高さが宅地の地盤面から 0.7m 以下であるもの (2) 隣地境界線に面する場合は、これらの基礎でブロック等これに類するものの高さが宅地の地盤面から 0.5m 以下であるもの (3) 門柱等の部分

「地区計画の区域、地区整備計画の区域、地区の区分及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり」

中央森林東側地区地区計画



IV 資 料

- 1. 都市計画区域の経緯
- 2. 整備、開発及び保全の方針の経緯
- 3. 市街化区域及び市街化調整区域の経緯
- 4. 都市再開発の方針の経緯
- 5. 住宅市街地の開発整備の方針の経緯
- 6. 防災街区整備方針の経緯
- 7. 用途地域の経緯
- 8. 高度利用地区の経緯
- 9. 防火地域及び準防火地域の経緯
- 10. 生産緑地地区の経緯
- 11. 都市計画道路一覧表
- 12. 都市計画公園一覧表
- 13. 下水道の経緯
- 14. ごみ焼却場の経緯
- 15. 火葬場の経緯
- 16. 土地区画整理事業の経緯
- 17. 市街地再開発事業の経緯
- 18. 地区計画の経緯

1. 都市計画区域の経緯

告示年月日	告示番号	面積	摘要
S17. 9. 1	内務省告示第557号	1, 988ha	
S31. 1. 27	建設省告示第154号	2, 860ha	渋谷村全域を追加
S52. 3. 30	県告示第229号	2, 857ha	横浜市、藤沢市と行政界変更
S59. 12. 25	県告示第1072号	2, 859ha	横浜市と行政界変更
S60. 7. 12	建設省告示第1019号	2, 859ha	町田市と行政界変更
S61. 7. 15	県告示第612号	2, 858ha	横浜市と行政界変更
H9. 3. 28	県告示第238号	2, 706ha	国土地理院の面積調査結果による修正
H11. 12. 1	県告示第986号	2, 706ha	相模原市、町田市と行政界変更
H28. 11. 1	県告示第523号	2, 709ha	国土地理院の面積調査結果による修正

2. 整備、開発及び保全の方針の経緯

告示年月日	告示番号
H13. 11. 20	県告示第784号
H21. 9. 18	県告示第480号
H28. 11. 1	県告示第522号

3. 区域区分の経緯（市街化区域及び市街化調整区域）

告示年月日	告示番号	市街化区域	市街化調整区域	合計
S 4 5. 6. 1 0	県告示第503号	1, 958ha	902ha	2, 860ha
S 5 2. 3. 3 0	県告示第252号	2, 001ha	856ha	2, 857ha
S 5 9. 1 2. 2 5	県告示第1083号	2, 008ha	851ha	2, 859ha
S 6 0. 7. 1 2	県告示第618号	2, 008ha	851ha	2, 859ha
S 6 1. 7. 1 5	県告示第609号	2, 007ha	851ha	2, 858ha
H 2. 1 2. 2 5	県告示第1089号	2, 007ha	851ha	2, 858ha
H 6. 6. 1 0	県告示第529号	2, 007ha	851ha	2, 858ha
H 9. 3. 2 8	県告示第238号	2, 007ha	699ha	2, 706ha
H 1 1. 1 2. 1	県告示第987号	2, 007ha	699ha	2, 706ha
H 1 3. 1 1. 2 0	県告示第785号	2, 007ha	699ha	2, 706ha
H 2 1. 9. 1 8	県告示第481号	2, 007ha	699ha	2, 706ha
H 2 8. 1 1. 1	県告示第523号	2, 008ha	701ha	2, 709ha
R 6. 3. 2 9	県告示第221号	2, 019ha	690ha	2, 709ha

4. 都市再開発の方針の経緯 ※1

告示年月日	告示番号
H 1 3. 1 1. 2 0	県告示第786号
H 2 1. 9. 1 8	県告示第482号
H 2 8. 1 1. 1	県告示第524号

※1

当初決定は、H9.3.28 県告示第238号だが、H13.5.18 施行の改正都市計画法により、市街化区域及び市街化調整区域から独立した都市計画となった。

5. 住宅市街地の開発整備の方針の経緯 ※2

告示年月日	告示番号
H 1 3. 1 1. 2 0	県告示第787号
H 2 1. 9. 1 8	県告示第483号
H 2 8. 1 1. 1	県告示第525号

※2

当初決定は、H6.6.10 県告示第529号だが、H13.5.18 施行の改正都市計画法により、市街化区域及び市街化調整区域から独立した都市計画となった。

6. 防災街区整備方針の経緯

告示年月日	告示番号
H 1 3. 1 1. 2 0	県告示第788号
H 2 1. 9. 1 8	県告示第484号
H 2 8. 1 1. 1	県告示第526号

7. 用途地域の経緯

単位 : (h a)

告示年月日 告示番号	住居地域			商業地域		準工業地域	工業地域	合計		
S 3 9 . 3 . 7 建設省告示第 398 号	1,162.6			57.0		231.4	134.4	1,585.4		
S 4 1 . 1 2 . 1 5 建設省告示第 3982 号	1,197.6			57.0		259.4	134.4	1,648.4		
S 4 5 . 6 . 2 3 県告示第 560 号	1,402.9			102.0		322.9	130.3	1,958.1		
告示年月日 告示番号	第一種 住居専用地域	第二種 住居専用地域	住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	合計		
S 4 8 . 1 2 . 2 5 県告示第 1034 号	755 (39%)	116 (6%)	590 (30%)	71 (4%)	39 (2%)	338 (17%)	49 (2%)	1,958 (100%)		
S 5 2 . 3 . 3 0 県告示第 253 号	793 (40%)	116 (6%)	594 (30%)	71 (3%)	39 (2%)	339 (17%)	49 (2%)	2,001 (100%)		
S 5 2 . 1 2 . 2 県告示第 836 号	762 (38%)	116 (6%)	618 (31%)	79 (4%)	39 (2%)	338 (17%)	49 (2%)	2,001 (100%)		
S 5 9 . 1 2 . 2 5 県告示第 1084 号	762 (38%)	123 (6%)	618 (31%)	79 (4%)	39 (2%)	338 (17%)	49 (2%)	2,008 (100%)		
S 6 0 . 7 . 1 2 県告示第 619 号	762 (38%)	123 (6%)	617 (31%)	79 (4%)	39 (2%)	338 (17%)	49 (2%)	2,008 (100%)		
S 6 1 . 7 . 1 5 県告示第 610 号	763 (38%)	123 (6%)	617 (31%)	79 (4%)	39 (2%)	338 (17%)	48 (2%)	2,007 (100%)		
S 6 1 . 1 1 . 1 8 県告示第 925 号	735 (37%)	155 (8%)	606 (30%)	87 (4%)	45 (2%)	321 (16%)	58 (3%)	2,007 (100%)		
H 6 . 1 . 2 8 県告示第 51 号	726 (36%)	158 (8%)	612 (31%)	87 (4%)	45 (2%)	321 (16%)	58 (3%)	2,007 (100%)		
告示年月日 告示番号	第一種低層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	合計
H 8 . 5 . 1 0 県告示第 450 号	723 (36%)	158 (7.9%)	528 (26.3%)	34 (1.7%)	46 (2.3%)	94 (4.7%)	45 (2.2%)	321 (16%)	58 (2.9%)	2,007 (100%)
H 1 0 . 3 . 6 県告示第 152 号	723 (36%)	158 (7.9%)	528 (26.3%)	34 (1.7%)	46 (2.3%)	94 (4.7%)	45 (2.2%)	321 (16%)	58 (2.9%)	2,007 (100%)
H 1 1 . 1 . 2 2 県告示第 61 号	705 (35.1%)	163 (8.1%)	536 (26.7%)	34 (1.7%)	43 (2.2%)	102 (5.1%)	45 (2.2%)	321 (16%)	58 (2.9%)	2,007 (100%)
H 1 1 . 1 2 . 1 県告示第 988 号	705 (35.1%)	163 (8.1%)	536 (26.7%)	34 (1.7%)	43 (2.2%)	102 (5.1%)	45 (2.2%)	321 (16%)	58 (2.9%)	2,007 (100%)
H 1 5 . 1 . 7 県告示第 15 号	705 (35.1%)	163 (8.1%)	536 (26.7%)	34 (1.7%)	43 (2.2%)	102 (5.1%)	45 (2.2%)	321 (16%)	58 (2.9%)	2,007 (100%)
H 1 9 . 6 . 2 9 県告示第 463 号	705 (35.1%)	163 (8.1%)	536 (26.7%)	34 (1.7%)	43 (2.2%)	102 (5.1%)	45 (2.2%)	321 (16%)	58 (2.9%)	2,007 (100%)
H 2 3 . 3 . 1 県告示第 113 号	705 (35.1%)	163 (8.1%)	536 (26.7%)	34 (1.7%)	43 (2.2%)	102 (5.1%)	45 (2.2%)	321 (16%)	58 (2.9%)	2,007 (100%)
H 2 5 . 1 2 . 2 市告示第 199 号	705 (35.1%)	163 (8.1%)	536 (26.7%)	34 (1.7%)	43 (2.2%)	102 (5.1%)	45 (2.2%)	321 (16%)	58 (2.9%)	2,007 (100%)
H 2 8 . 1 1 . 1 市告示第 219 号	705 (35.1%)	163 (8.1%)	537 (26.7%)	34 (1.7%)	43 (2.2%)	102 (5.1%)	45 (2.2%)	321 (16%)	58 (2.9%)	2,008 (100%)
H 2 9 . 8 . 7 市告示第 153 号	705 (35.1%)	163 (8.1%)	537 (26.7%)	34 (1.7%)	43 (2.2%)	102 (5.1%)	45 (2.2%)	321 (16%)	58 (2.9%)	2,008 (100%)
H 3 0 . 6 . 1 8 市告示第 138 号	705 (35.1%)	163 (8.1%)	537 (26.7%)	34 (1.7%)	43 (2.2%)	102 (5.1%)	45 (2.2%)	321 (16%)	58 (2.9%)	2,008 (100%)

告示年月日 告示番号	第一種低層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	合計
R 6. 3. 29 市告示第65号	705 (34.9%)	163 (8.1%)	537 (26.6%)	45 (2.2%)	43 (2.1%)	102 (5.1%)	45 (2.2%)	321 (15.9%)	58 (2.9%)	2,019 (100%)

8. 高度利用地区の経緯

告示年月日	告示番号	面積	摘要
H 18. 2. 27	市告示第28号	約1.2ha	大和駅東側第4地区

9. 防火地域及び準防火地域の経緯

告示年月日	告示番号	防火地域	準防火地域	摘要
S 41. 3. 2	建設省告示第340号	——	43.8ha	
S 50. 5. 1	市告示第22号	——	110.7ha	
S 53. 3. 15	市告示第18号	——	118.3ha	
S 61. 11. 18	市告示第118号	45ha	848ha	
H 6. 1. 28	市告示第24号	45ha	857ha	
H 8. 5. 10	市告示第56号	45ha	860ha	
H 11. 1. 22	市告示第2号	45ha	878ha	
H 28. 11. 1	市告示第220号	45ha	879ha	
H 29. 8. 7	市告示第154号	45ha	879ha	
R 5. 2. 1	市告示第12号	45ha	1,584ha	第一種低層住居専用地域全域
R 6. 3. 29	市告示第66号	45ha	1,595ha	

10. 生産緑地地区の経緯

告示年月日	告示番号	面積	箇所数	備考
H 4. 11. 13	市告示第84号	約50.5ha	307箇所	
H 5. 12. 20	市告示第86号	約50.4ha	307箇所	事務的修正
H 5. 12. 24	市告示第87号	約56.0ha	333箇所	
H 6. 12. 26	市告示第102号	約63.1ha	370箇所	
H 7. 12. 26	市告示第144号	約67.4ha	393箇所	
H 8. 12. 25	市告示第136号	約70.6ha	415箇所	
H 9. 12. 25	市告示第114号	約71.2ha	416箇所	
H 10. 12. 25	市告示第118号	約70.9ha	414箇所	
H 11. 12. 24	市告示第92号	約70.4ha	410箇所	
H 12. 7. 3	市告示第50号	約70.4ha	410箇所	
H 12. 12. 27	市告示第96号	約69.8ha	405箇所	
H 13. 12. 27	市告示第120号	約69.6ha	403箇所	
H 14. 12. 20	市告示第123号	約68.6ha	399箇所	
H 15. 6. 30	市告示第84号	約68.6ha	399箇所	
H 15. 12. 22	市告示第140号	約68.0ha	396箇所	
H 16. 12. 25	市告示第160号	約67.4ha	391箇所	
H 17. 12. 21	市告示第133号	約66.8ha	388箇所	
H 18. 12. 22	市告示第165号	約66.7ha	387箇所	
H 19. 6. 29	市告示第114号	約66.1ha	384箇所	
H 19. 12. 27	市告示第192号	約64.7ha	376箇所	
H 20. 12. 24	市告示第228号	約64.2ha	373箇所	
H 21. 12. 24	市告示第275号	約63.7ha	371箇所	
H 22. 12. 24	市告示第194号	約63.0ha	368箇所	
H 23. 11. 29	市告示第197号	約62.1ha	358箇所	
H 24. 12. 4	市告示第222号	約61.2ha	355箇所	
H 25. 12. 2	市告示第200号	約60.9ha	352箇所	
H 26. 6. 10	市告示第120号	約60.9ha	352箇所	

告示年月日	告示番号	面 積	箇 所 数	備 考
H26.12.1	市告示第198号	約60.0ha	349箇所	
H27.11.24	市告示第213号	約59.6ha	346箇所	
H28.12.15	市告示第268号	約59.6ha	345箇所	
H29.8.7	市告示第156号	約58.9ha	341箇所	
H29.11.30	市告示第212号	約58.3ha	339箇所	
H30.6.18	市告示第140号	約57.6ha	338箇所	
H30.12.19	市告示第240号	約56.4ha	331箇所	
R1.12.4	市告示第120号	約57.7ha	342箇所	
R2.11.25	市告示第168号	約57.1ha	337箇所	
R3.11.22	市告示第170号	約56.2ha	330箇所	
R4.11.1	市告示第155号	約54.8ha	319箇所	
R5.12.15	市告示第196号	約51.9ha	303箇所	
R6.12.16	市告示第186号	約50.6ha	296箇所	

11. 都市計画道路一覧表

令和7年3月31日現在

道路番号	名 称	計画決定(当初) 年月日・告示番号 計画決定(最終) 年月日・告示番号	起 点 終 点	幅 員 (m)	延長 (m)	整備済延長 (m) (整備率) (%)
3・2・1	国道246号大和厚木バイパス線	S36.8.21 建1840号 S61.7.15 県611号	下鶴間字乙五号 上草柳字扇野	36	3,740	3,740 (100.0)
3・2・2	国道16号線	S44.4.22 建1572号 S60.7.12 県620号	下鶴間字甲二号 下鶴間字甲一号	37	1,180	1,180 (100.0)
3・3・1	宿つきみ野線	S36.8.21 建1840号 S61.7.15 県611号	下鶴間字乙四号 つきみ野七丁目	22	1,720	0 (0.0)
3・3・2	丸子中山茅ヶ崎線	H14.1.29 県42号	上和田字新道 上和田字谷戸頭	27	1,030	0 (0.0)
3・4・1	藤沢町田線	S24.5.14 建450号 S56.3.31 県302号	深見字島ヶ関 下和田字下原	16	7,240	0 (0.0)
3・4・2	南大和相模原線	S36.8.21 建1840号 S56.3.31 県302号	大和東一丁目 下鶴間字丁八号	16	5,240	4,124 (78.7)
3・4・3	福田相模原線	S36.8.21 建1840号 S56.3.31 県302号	福田字甲五/区 中央林間五丁目	16	10,360	6,476 (62.5)
3・4・4	水窪座間線	S38.1.22 建80号 S48.9.28 県789号	下鶴間字丙七号 下鶴間字丙七号	16	230	0 (0.0)
3・4・5	横浜厚木線	S42.11.15 建3833号 S48.9.28 県789号	深見字大塚戸 中央七丁目	18	900	0 (0.0)
3・4・6	三ツ境下草柳線	S36.8.21 建1840号 H25.12.2 市201号	深見字森下 上草柳一丁目	16	1,350	270 (20.0)
3・4・7	南林間座間線	S36.8.21 建1840号 S48.9.28 県789号	南林間二丁目 下鶴間字丙九号	16	1,190	420 (35.3)
3・4・8	座間大和線	S36.8.21 建1840号 S48.9.28 県789号	つきみ野二丁目 下鶴間字丁一号	16	3,040	3,040 (100.0)
3・4・9	高座渋谷駅東線	S49.4.19 県368号	福田字甲八号 下和田字上原	16	170	170 (100.0)
3・4・10	高座渋谷駅西線	S49.4.19 県368号	福田字甲八号 福田字甲八号	16	250	250 (100.0)
3・5・1	国道246号線	S36.8.21 建1840号 S51.4.13 県311号	下鶴間字乙五号 上草柳字扇野	13	3,020	3,020 (100.0)
3・5・2	公所相模原線	S36.8.21 建1840号 S60.7.12 市70号	下鶴間字甲一号 下鶴間字丁八号	12	1,830	1,230 (67.2)

道路番号	名 称	計画決定（当初） 年月日・告示番号 計画決定（最終） 年月日・告示番号	起 点 終 点	幅 員 (m)	延長 (m)	整備済延長 (m) (整備率) (%)
3・5・3	公所中央林間線	S36.8.21 建 1840 号 S48.10.9 市 54 号	つきみ野七丁目 中央林間五丁目	12	1,850	1,016 (54.9)
3・5・4	深見草柳線	S36.8.21 建 1840 号 S48.10.9 市 54 号	大和南一丁目 中央四丁目	15	920	520 (56.5)
3・5・5	桜ヶ丘境橋線	S48.10.9 市 54 号 S55.3.1 市 20 号	福田字丙九ノ区 福田字丙五ノ区	12	1,120	1,120 (100.0)
3・5・6	新道下篠山線	S48.10.9 市 54 号	福田字丙八ノ区 下草柳字九番耕地	12	2,760	2,760 (100.0)
3・5・7	中福田南庭線	S49.4.30 市 16 号	上和田字下ノ原 福田字乙十ノ区	12	1,400	1,400 (100.0)
3・5・8	新道下南庭線	S51.7.28 市 30 号	福田字丙二ノ区 福田字丙十ノ区	12	1,020	1,020 (100.0)
3・5・9	南林間駅東線	S52.12.1 市 68 号	林間二丁目 下鶴間字乙八号	14	420	420 (100.0)
3・5・10	大和駅南線	S56.3.31 市 24 号	中央一丁目 中央一丁目	15	80	80 (100.0)
3・5・11	本町通り線	S56.3.31 市 24 号	大和南一丁目 大和南一丁目	15	150	150 (100.0)
3・5・12	中央林間駅東線	S57.5.20 市 38 号	中央林間四丁目 中央林間四丁目	15	320	320 (100.0)
3・5・13	大和駅北線	H 5.11.12 市 76 号	大和東一丁目 中央三丁目	15	880	0 (0.0)
3・5・14	大和駅東線	H 5.11.12 市 76 号	大和南一丁目 大和東一丁目	15	300	0 (0.0)
3・5・15	大和駅西線	H 5.11.12 市 76 号	中央四丁目 中央二丁目	15	260	0 (0.0)
小 計 (29路線)					53,970	32,726 (60.63)
8・5・1	大和歩行者専用道 8号線	S56.3.31 市 24 号	中央二丁目 中央三丁目	3.4～ 22	440	440 (100.0)
8・6・1	大和歩行者専用道 7号線	S56.3.31 市 24 号	大和東一丁目 大和東一丁目	3.4～ 19	490	490 (100.0)
8・7・1	大和歩行者専用道 1号線	S50.9.2 市 56 号	下鶴間字丁八号 下鶴間字乙八号	5.7～ 9.5	2,300	2,300 (100.0)
8・7・2	大和歩行者専用道 2号線	S50.9.2 市 56 号 H13.11.27 市 110 号	下鶴間字乙九号 深見西四丁目	3.7～ 7.7	1,850	1,850 (100.0)
8・7・3	大和歩行者専用道 3号線	S50.9.2 市 56 号	深見字諏訪 深見台四丁目	7.0～ 8.0	420	420 (100.0)
8・7・4	大和歩行者専用道 4号線	S50.9.2 市 56 号 S56.3.31 市 24 号	大和東一丁目 大和南一丁目	3.7～ 9.8	410	410 (100.0)
8・7・5	大和歩行者専用道 5号線	S50.9.2 市 56 号	上和田字上ノ原 上和田字新道添	3.5～ 7.4	900	900 (100.0)
8・7・6	大和歩行者専用道 6号線	S54.2.21 市 11 号	下和田字下ノ原 下和田字下ノ原	6.0～ 6.5	100	100 (100.0)
小 計 (8路線)					6,910	6,910 (100.0)
合 計 (37路線)					60,880	39,636 (65.10)

※ 建：建設省（現：国土交通省）告示、県：神奈川県告示、市：大和市告示

12. 都市計画公園一覧表

令和7年3月31日現在

種 別	公園番号	名 称	位 置	面 積 (h a)	告 示	
					年 月 日	告示番号
総合公園	5・5・1	引地台公園	福田字丙六ノ区 下草柳字三番耕地	10.0	S49. 4. 19	県 369号
小 計 (1箇所)				10.0		
近隣公園	3・3・1	つきみの1号公園	つきみ野五丁目	1.9	S45. 9. 18	県 835号
〃	3・3・2	やまと公園	中央一丁目	1.0	S48. 8. 28	県 705号
〃	3・3・3	福田1号公園	福田四丁目	1.1	S61. 5. 20	県 444号
小 計 (3箇所)				4.0		
街区公園	2・2・1	つきみの2号公園	つきみ野八丁目	0.33	S45. 9. 17	市 35号
〃	2・2・2	つきみの3号公園	つきみ野七丁目	0.26	S45. 9. 17	市 35号
〃	2・2・3	つきみの4号公園	つきみ野三丁目	0.43	S45. 9. 17	市 35号
〃	2・2・4	つきみの5号公園	つきみ野一丁目	0.42	S45. 9. 17	市 35号
〃	2・2・5	かしま1号公園	深見字大塚戸	0.17	S45. 9. 17	市 35号
〃	2・2・6	かしま2号公園	深見字要石	0.10	S45. 9. 17	市 35号
〃	2・2・7	つきみの6号公園	つきみ野六丁目	0.08	S46. 9. 3	市 42号
〃	2・2・8	目黒公園	下鶴間字乙二号	0.11	S46. 9. 3	市 42号
〃	2・2・9	庚申塚公園	深見西四丁目	0.07	S46. 9. 3	市 42号
〃	2・2・10	大東公園	下草柳字十三番耕地	0.08	S46. 9. 3	市 42号
〃	2・2・11	大和東公園	大和東二丁目	0.14	S46. 9. 3	市 42号
〃	2・2・12	田中1号公園	福田字乙七ノ区	0.11	S46. 9. 3	市 42号
〃	2・2・13	田中4号公園	福田字乙八ノ区	0.10	S46. 9. 3	市 42号
〃	2・2・14	鶴間1号公園	鶴間1丁目	0.19	S47. 5. 26	市 29号
〃	2・2・15	中央1号公園	中央五丁目	0.37	S47. 5. 26	市 29号
〃	2・2・16	柳橋1号公園	柳橋二丁目	0.15	S47. 5. 26	市 29号
〃	2・2・17	柳橋2号公園	柳橋一丁目	0.19	S47. 5. 26	市 29号
〃	2・2・18	柳橋3号公園	柳橋一丁目	0.28	S47. 5. 26	市 29号
〃	2・2・19	なぎ原1号公園	深見西八丁目	0.22	H 8. 11. 19	市 121号
〃	2・2・20	新道1号公園	上和田字新道	0.10	S48. 2. 6	市 7号
〃	2・2・21	宮久保1号公園	上和田字三貫目	0.13	S48. 2. 6	市 7号
〃	2・2・22	深見台1号公園	深見台四丁目	0.21	S48. 9. 10	市 50号
〃	2・2・23	子安1号公園	上草柳字丸山	0.13	S48. 9. 10	市 50号
〃	2・2・24	大野1号公園	上草柳字大野	0.21	S49. 4. 20	市 13号
〃	2・2・25	草柳1号公園	草柳一丁目	0.21	S51. 7. 28	市 31号
〃	2・2・26	草柳2号公園	草柳一丁目	0.19	S51. 7. 28	市 31号
〃	2・2・27	草柳3号公園	草柳二丁目	0.13	S51. 7. 28	市 31号
〃	2・2・28	草柳4号公園	草柳二丁目	0.25	S51. 7. 28	市 31号
〃	2・2・29	草柳5号公園	草柳三丁目	0.34	S55. 9. 1	市 58号
〃	2・2・30	大和原1号公園	下鶴間字乙六号	0.10	S51. 7. 28	市 31号
〃	2・2・31	南林間1号公園	南林間六丁目	0.10	S51. 7. 28	市 31号
〃	2・2・32	西鶴間1号公園	下鶴間字丙五号	0.17	S53. 2. 17	市 12号
〃	2・2・33	深見台2号公園	深見台一丁目	0.05	S53. 2. 17	市 12号
〃	2・2・34	渋谷2号公園	福田字甲八ノ区	0.27	S54. 2. 21	市 10号
〃	2・2・35	中央5号公園	中央2丁目	0.09	S54. 2. 21	市 10号
〃	2・2・36	南林間四丁目公園	南林間四丁目	0.09	S55. 3. 1	市 19号
〃	2・2・37	ふるみち公園	鶴間二丁目	0.18	S55. 3. 1	市 19号
〃	2・2・38	代官一丁目公園	代官一丁目	0.18	S55. 3. 1	市 19号

種 別	公園番号	名 称	位 置	面 積 (h a)	告 示	
					年 月 日	告示番号
〃	2・2・39	代官二丁目公園	代官二丁目	0.24	S55. 3. 1	市 19号
〃	2・2・40	代官中央公園	代官二丁目	0.44	S55. 3. 1	市 19号
〃	2・2・41	代官三丁目公園	代官三丁目	0.29	S55. 3. 1	市 19号
〃	2・2・42	代官四丁目公園	代官四丁目	0.24	S55. 3. 1	市 19号
〃	2・2・43	札の辻1号公園	福田字乙二ノ区	0.23	S57. 8. 6	市 53号
〃	2・2・44	札の辻2号公園	福田字乙三ノ区	0.28	S55. 9. 1	市 58号
〃	2・2・45	旭ヶ丘1号公園	福田字乙三ノ区	0.20	S55. 9. 1	市 58号
〃	2・2・46	つきみの7号公園	つきみ野八丁目	0.12	S56. 3. 6	市 16号
〃	2・2・47	つきみの8号公園	つきみ野四丁目	0.16	S56. 3. 6	市 16号
〃	2・2・48	南林間西北公園	南林間七丁目	0.13	H 8. 11. 19	市 121号
〃	2・2・49	西鶴間2号公園	下鶴間字乙六号	0.26	S56. 3. 6	市 16号
〃	2・2・50	上草柳四丁目公園	上草柳四丁目	0.17	S62. 1. 12	市 8号
〃	2・2・51	中央五丁目公園	中央五丁目	0.14	S56. 3. 6	市 16号
〃	2・2・52	大和南二丁目公園	大和南二丁目	0.11	S56. 3. 6	市 16号
〃	2・2・53	中央林間三丁目公園	中央林間三丁目	0.12	S57. 8. 6	市 53号
〃	2・2・54	長堀2号公園	下鶴間字乙十号	0.07	S57. 8. 6	市 53号
〃	2・2・55	なぎ原2号公園	深見字蘿原	0.15	S57. 8. 6	市 53号
〃	2・2・56	山王山公園	柳橋五丁目	0.14	S61. 5. 21	市 48号
〃	2・2・57	さくら公園	柳橋三丁目	0.10	S61. 5. 21	市 48号
〃	2・2・58	青葉公園	柳橋三丁目	0.18	S61. 5. 21	市 48号
〃	2・2・59	松ヶ丘公園	福田三丁目	0.13	S61. 5. 21	市 48号
〃	2・2・60	八幡山公園	福田六丁目	0.51	S61. 5. 21	市 48号
〃	2・2・61	善光明公園	福田四丁目	0.10	S61. 5. 21	市 48号
〃	2・2・62	鶴間2号公園	鶴間一丁目	0.05	S61. 5. 21	市 48号
〃	2・2・63	緑野公園	下鶴間字丁四号	0.10	S61. 5. 21	市 48号
〃	2・2・64	西鶴間一丁目公園	西鶴間一丁目	0.10	S61. 5. 21	市 48号
〃	2・2・65	公所公園	下鶴間字甲一号	0.11	S62. 1. 12	市 8号
〃	2・2・66	大野原公園	上草柳七丁目	0.11	S62. 1. 12	市 8号
〃	2・2・67	下草柳公園	下草柳字九番耕地	0.17	S62. 1. 12	市 8号
〃	2・2・68	中央7号公園	中央四丁目	0.09	S62. 1. 12	市 8号
〃	2・2・69	かみの公園	下鶴間字甲十号	0.10	S62. 1. 12	市 8号
〃	2・2・70	南鶴間公園	西鶴間八丁目	0.10	H 6. 1. 11	市 19号
〃	2・2・71	上草柳三丁目公園	上草柳三丁目	0.19	H 6. 1. 11	市 19号
〃	2・2・72	山王塚公園	深見字山王塚	0.13	H 6. 1. 11	市 19号
〃	2・2・73	渋谷1号公園	福田字乙一ノ区	0.20	H 6. 1. 11	市 19号
〃	2・2・74	渋谷3号公園	福田字甲八ノ区	0.20	H 6. 1. 11	市 19号
〃	2・2・75	渋谷4号公園	福田字甲八ノ区	0.25	H 6. 1. 11	市 19号
〃	2・2・76	渋谷5号公園	下和田字中ノ原	0.21	H 6. 1. 11	市 19号
〃	2・2・77	渋谷6号公園	下和田字上ノ原	0.12	H19. 3. 29	市 32号
〃	2・2・78	中央林間五丁目公園	中央林間五丁目	0.10	H 8. 11. 19	市 121号
〃	2・2・79	西鶴間二丁目公園	西鶴間二丁目	0.20	H 8. 11. 19	市 121号
〃	2・2・80	南林間中央公園	南林間二丁目	0.25	H10. 2. 23	市 30号
〃	2・2・81	神明公園	福田字甲四ノ区	0.10	H10. 2. 23	市 30号
〃	2・2・82	桜森わいわい公園	桜森三丁目	0.24	H14. 1. 10	市 2号
小 計 (82箇所)				14.56		
合 計 (86箇所)				28.56		

13. 下水道の経緯

告示年月日	告 示 番 号	排 水 区 域	備 考
S 3 0. 1. 2 8	建設省告示第58号	7 0 1. 2 7 h a	
S 4 1. 9. 1 4	建設省告示第3204号	9 8 1. 3 0 h a	
S 4 9. 4. 3 0	市告示第15号	1 2 9 1 h a	
S 5 2. 4. 1	市告示第11号	1 3 3 5 h a	
S 5 3. 6. 1	市告示第35号	2 0 2 1 h a	北部処理場、南部処理場の決定
S 5 6. 3. 6	市告示第15号	2 0 2 1 h a	雨水幹線管渠ルートの変更
S 5 8. 7. 2 2	市告示第48号	2 0 2 1 h a	汚水・雨水幹線管渠ルートの変更 北部処理場用地の拡大
S 6 3. 6. 7	市告示第59号	2 0 2 7 h a	排水区域の変更 処理区・幹線管渠・処理場の変更
H 6. 7. 2 0	市告示第66号	2 0 2 7 h a	表記の簡略化・汚水幹線管渠ルートの変更 幹線管渠の変更・ポンプ場の廃止
H 8. 1 2. 2 7	市告示第137号	2 0 2 7 h a	雨水幹線管渠の変更
H 1 2. 1 0. 6	市告示第74号	2 0 2 7 h a	排水区域の変更 表記の簡略化
H 2 8. 1 1. 1	市告示第221号	2 0 2 8 h a	排水区域の変更
R 6. 3. 2 9	市告示第67号	2 0 3 9 h a	排水区域の変更

14. ごみ焼却場の経緯

告示年月日	告 示 番 号	名 称	面 積	処理能力
S 3 6. 1. 2 6	建設省告示第87号	第1号大和ごみ焼却場	0. 4 h a	4 0 t / 2 4 h
S 4 4. 1 2. 2 7	市告示第57号	第2号大和ごみ焼却場	1. 4 h a	9 0 t / 2 4 h
S 5 0. 3. 3 1	市告示第18号	第2号大和ごみ焼却場	2. 3 h a	2 1 0 t / 2 4 h
S 5 9. 5. 2 5	市告示第69号	第1号大和ごみ焼却場	0. 3 h a	5 t / 8 h

15. 火葬場の経緯

告示年月日	告 示 番 号	名 称	面 積	備 考
S 3 9. 9. 1	建設省告示第2549号	第1号大和市営火葬場	0. 3 3 h a	
S 5 5. 3. 1	市告示第21号	第1号大和斎場	1. 5 h a	

16. 土地区画整理事業の経緯

告示年月日	告 示 番 号	名 称	面 積	備 考
S 1 8. 2. 4	内務省告示第56号	大和都市計画土地区画整理	約 2 0 0 万 坪	行政庁施行
S 1 9. 5. 1 1	内務省告示第244号	大和都市計画土地区画整理	約 1 8 6 万 3 千坪	区域変更
S 3 5. 9. 2 4	建設省告示第2075号	渋谷土地区画整理事業	5 4. 5 4 9 h a	
S 4 9. 4. 1 9	県告示第370号	渋谷土地区画整理事業	6 4. 8 h a	区域変更

17. 市街地再開発事業の経緯

告示年月日	告 示 番 号	名 称	面 積	備 考
H 18. 2. 27	市告示第27号	大和駅東側第4地区第一種 市街地再開発事業	約 1. 2 h a	
H 25. 3. 29	市告示第44号	大和駅東側第4地区第一種 市街地再開発事業	約 1. 2 h a	建築物の整備に関する 計画等変更

18. 地区計画の経緯

■渋谷北部地区地区計画

告示年月日	告 示 番 号	名 称	面 積	備 考
H 6. 1. 28	市告示第23号	渋谷北部地区地区計画	約 23. 9 h a	
H 8. 5. 10	市告示第57号	渋谷北部地区地区計画	約 23. 9 h a	新用途地域の決定に伴う変更等
H 11. 1. 22	市告示第 4号	渋谷北部地区地区計画	約 23. 7 h a	渋谷南部地区土地 地区画整理事業 に伴う変更

■南林間駅西地区地区計画

告示年月日	告 示 番 号	名 称	面 積	備 考
H 8. 5. 10	市告示第58号	南林間駅西地区地区計画	約 10. 0 h a	

■神明若宮地区地区計画

告示年月日	告 示 番 号	名 称	面 積	備 考
H 10. 3. 6	市告示第38号	神明若宮地区地区計画	約 3. 0 h a	

■渋谷南部地区地区計画

告示年月日	告 示 番 号	名 称	面 積	備 考
H 11. 1. 22	市告示第 3号	渋谷南部地区地区計画	約 41. 9 h a	
H 19. 3. 29	市告示第31号	渋谷南部地区地区計画	約 41. 9 h a	
H 23. 9. 5	市告示第154号	渋谷南部地区地区計画	約 41. 9 h a	地区施設、地区 の区分変更
H 25. 12. 2	市告示第202号	渋谷南部地区地区計画	約 41. 9 h a	境界の変更

■千本桜地区地区計画

告示年月日	告 示 番 号	名 称	面 積	備 考
H 13. 7. 16	市告示第70号	千本桜地区地区計画	約 10. 5 h a	

■大和駅東側第4地区地区計画

告示年月日	告 示 番 号	名 称	面 積	備 考
H 18. 2. 27	市告示第29号	大和駅東側第4地区地区計画	約 1. 2 h a	
H 25. 3. 29	市告示第45号	大和駅東側第4地区地区計画	約 1. 2 h a	土地利用の方針 等変更

■下鶴間高木地区地区計画

告示年月日	告 示 番 号	名 称	面 積	備 考
H 19. 6. 29	市告示第113号	下鶴間高木地区地区計画	約 4. 9 h a	

■下鶴間山谷北地区地区計画

告示年月日	告 示 番 号	名 称	面 積	備 考
H 21. 12. 14	市告示第273号	下鶴間山谷北地区地区計画	約 1. 5 h a	
H 23. 3. 1	市告示第24号	下鶴間山谷北地区地区計画	約 6. 4 h a	

■つきみ野6丁目地区地区計画

告示年月日	告 示 番 号	名 称	面 積	備 考
H 25. 3. 29	市告示第43号	つきみ野6丁目地区地区計画	約 11. 4 h a	

■下福田地区地区計画

告示年月日	告 示 番 号	名 称	面 積	備 考
H 2 9 . 8 . 7	市告示第 155 号	下 福 田 地 区 地 区 計 画	約 4 . 4 h a	

■下鶴間山谷南地区地区計画

告示年月日	告 示 番 号	名 称	面 積	備 考
H 3 0 . 6 . 1 8	市告示第 139 号	下 鶴 間 山 谷 南 地 区 地 区 計 画	約 3 . 9 h a	

■中央森林東側地区地区計画

告示年月日	告 示 番 号	名 称	面 積	備 考
R 6 . 3 . 2 9	市告示第 68 号	中 央 森 林 東 側 地 区 地 区 計 画	約 1 1 . 5 h a	

令和7年4月発行：大和市まちづくり部まちづくり計画課